

柏原市

大県郡条里遺跡 4 ・ 山ノ井遺跡 2

寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

2017年7月

公益財団法人 大阪府文化財センター

柏原市

大県郡条里遺跡 4 ・ 山ノ井遺跡 2

寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

序 文

本書は、当センターが柏原市法善寺4丁目で平成28年度に実施した寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う埋蔵文化財発掘調査の報告書です。

この事業に伴う発掘調査は平成23年度より実施され、今回で4回目の調査となります。調査地付近は生駒山地の扇状地から沖積低地にあたり、古くは縄文時代早期より集落が営まれていました。

古墳時代には鉄器生産遺跡として著名な大県遺跡と大県南遺跡が平野部にあり、生駒山地のなかには平尾山古墳群や高安古墳群が築かれました。

さらに古代には東高野街道に沿うように「河内六寺」と称される6つの寺院が建立されるなど、この地は各時代を通じて大和と河内をつなぐ要衝の地でありました。

しかしながら、恩智川付近の低地部では厚い堆積層に覆われ、その実態はあまりよく分かっていませんでした。

これまでの大県郡条里遺跡での調査では、縄文時代の旧河川が見つかり、河川が埋没した後に縄文時代晩期の集落が営まれるなど、徐々にその姿が明らかになりつつあります。また、表層に良好に残る条里地割の名残はこの地を特徴づけるものといえますが、今回の調査でも地割に則った水田が古代より綿々と耕され続けていることがわかりました。

最後になりましたが、調査にあたっては、地元の皆様をはじめ、大阪府八尾土木事務所、大阪府教育庁、柏原市教育委員会など関係諸機関、ご指導、ご助言を賜りました多くの方々に感謝申し上げますとともに、今後とも当センターの調査事業に、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成29年7月

公益財団法人 大阪府文化財センター
理事長 田邊 征夫

例 言

1. 本書は、大阪府柏原市法善寺4丁目地内に所在する大県郡条里遺跡・山ノ井遺跡の発掘調査報告書である。この調査は、公益財団法人大阪府文化財センターが管理する調査番号では「大県郡条里遺跡16-1、山ノ井遺跡16-1」である。
2. 発掘調査は寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴い、大阪府八尾土木事務所から委託を受け、大阪府教育庁文化財保護課の指導の下、公益財団法人大阪府文化財センターが実施した。
3. 発掘調査、整理作業の受託契約、受託期間、および調査体制については以下のとおりである。

受託契約名	寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う 大県郡条里遺跡（その4）・山ノ井遺跡（その2）発掘調査		
受託契約期間	平成28年12月1日～平成29年7月31日		
現地調査期間	平成28年12月1日～平成29年2月21日		
遺物整理期間	平成29年2月22日～平成29年7月31日		
調査体制	事務局次長 江浦洋	調整課長 岡本茂史	調査課長補佐 三好孝一 副主査 奥村茂輝
4. 本書で用いた現場写真は調査担当者が撮影し、遺物写真については中部調査事務所写真室がおこなった。
5. 調査に際しては、大阪府教育庁、大阪府八尾土木事務所のご指導、ご協力を得た。
6. 本書の執筆および編集は奥村が行った。
7. 本調査に関わる図面・遺物・写真などの資料は、公益財団法人大阪府文化財センターにおいて保管している。広く活用されることを希望する。

凡 例

1. 遺構実測図の基準高は、東京湾平均海面（T.P.）を使用し全て T.P. + で表記している。なお基本層序として図示している壁面の断面、および 1 区南北断面には大阪湾最低潮位（O.P.）を併記している。
2. 座標値は世界測地系（測地成果 2000）で表示し、平面直角座標系第 VI 系に準拠し、単位は m である。
3. 全体図及び遺構実測図の方位は、座標北を示す。
4. 現地調査及び遺物整理に際しては、当センターの『遺跡調査基本マニュアル』平成 22（2010）年に準拠した。
5. 土層断面図の土色は小山正忠・竹原秀雄編『新版標準土色帖』2015 年度・38 版 農林水産省農林水産技術会議事務局監修・一般財団法人日本色彩研究所色票監修を用いた。
6. 遺構は、アラビア数字を用いて通し番号で名称を付けており、アラビア数字の後ろに遺構の形態・種類を表す文字を付している。例）1 畦畔
7. 遺構番号は調査時に付した番号をそのまま用いている。したがって報告書中の本文・遺構挿図・遺構写真中の遺構番号は、調査時に作成した遺構図面、遺物ラベル、写真・遺物・図面台帳に記されている遺構番号と同一である。
8. 遺構の断面図・平面図は、対象により適宜縮尺を変えて掲載しており、図ごとにスケールバーと縮尺を表示している。
9. 遺物実測図の縮尺は 4 分の 1 で、図ごとにスケールバーを表示している。写真図版の遺物はスケールを統一していない。
10. 出土遺物の断面表現については、黒塗りが須恵器、白塗りが弥生土器・土師器・瓦器等である。
11. 掲載遺物は通し番号を与えて表示し、本文・挿図・写真図版ともに一致する。
12. 遺跡分布図や調査位置図で用いた地図は、個々の挿図に原図の出典を記している。

目 次

序 文
例 言
凡 例
目 次

第1章 調査に至る経緯と経過	1
第2章 調査の方法	2
第1節 発掘調査	2
第2節 整理作業	4
第3章 位置と環境	4
第4章 調査の成果	6
第1節 基本層序	6
第2節 検出遺構	15
第5章 総 括	25

挿 図 目 次

図1 調査地の位置	1	図15 第3a～7-2a層出土遺物	17
図2 今回の調査区と既往の調査区	2	図16 1区第5b層上面	18
図3 地区割り図	3	図17 1区第6a層上面	18
図4 周辺の遺跡	5	図18 3区第7-2a層上面	19
図5 1区北壁断面図	7・8	図19 2区第7-3a層上面	19
図6 1区南壁断面図	9	図20 1区第8a層上面	20
図7 1区中央南北断面図	10	図21 1区5畦畔東西断面	20
図8 2区南壁断面図	11	図22 2区第8a層上面	21
図9 3区北壁断面図	12	図23 3区第8a層上面	21
図10 3区南壁断面図	13	図24 第8a～10a・b層出土遺物	22
図11 1区第3-1a層上面	15	図25 1区第10a層上面	22
図12 2区第3a層上面	15	図26 2区第10a層上面	23
図13 3区第3a層上面	16	図27 1区第11a層上面	23
図14 1区第4a層上面	16	図28 6～10溝断面図	23

写真図版目次

図版1

- 1 1区 南壁断面
(第2 a～6 a層、恩智川寄り、北東から)
- 2 1区 南北アゼ断面
(第2 a～5 b層、東から)
- 3 1区 南北アゼ断面
(第2 a～5 b層、北東から)

図版2

- 1 1区 北壁断面(第2 a～5 b層、南東から)
- 2 1区 南壁断面
(第7-1 a～11 a層、北東から)
- 3 2区 北壁断面
(第2 a～8 a層、南西から)

図版3

- 1 3区 南壁断面(第2 a～8 a層、北東から)
- 2 3区 北壁断面(第2 a～11 a層、南西から)
- 3 1区 第3-1 a層上面 全景(南東から)

図版4

- 1 1区 第3-3 a層上面 全景(東から)
- 2 1区 第4 a層上面 全景(南東から)
- 3 1区 第5 b層上面 全景(東から)

図版5

- 1 1区 第5 b層中
木製品出土状況(東から)
- 2 1区 第5 b層中
畦畔検出状況(南西から)
- 3 1区 第6 a層上面
畦畔検出状況(南東から)

図版6

- 1 1区 第6 a層上面 全景(北東から)
- 2 1区 第8 a層上面 全景(北東から)
- 3 1区 第8 a層上面 堤状遺構(北東から)

図版7

- 1 1区 第7-2 a～10 a層
中央東西アゼ断面(北から)
- 2 1区 第10 a層上面 遺構検出状況(北から)
- 3 1区 第10 a層上面 遺構掘削後(北から)

図版8

- 1 1区 第11 a層上面 全景(北東から)
- 2 2区 第3 a層上面 全景(北西から)
- 3 2区 第7-3 a層上面 全景(北東から)

図版9

- 1 2区 第8 a層上面 全景(北西から)
- 2 2区 第10 a層上面 全景(北東から)
- 3 3区 第3 a層上面 全景(西から)

図版10

- 1 3区西半 第3 a層上面 全景(北東から)
- 2 3区西半 第7-2 a層上面
全景(北西から)
- 3 3区 第8 a層上面 全景(西から)

図版11

出土遺物(1)

図版12

出土遺物(2)

第1章 調査に至る経緯と経過

本調査は大阪府柏原市における、一級河川恩智川法善寺多目的遊水地の建設に伴うものである。恩智川法善寺多目的遊水地は、寝屋川流域総合治水対策事業の一つとして計画され、豪雨時に恩智川の水を計画的に貯留し、河川下流域の水量を調整するものである。予定地は柏原市法善寺、八尾市神宮寺に位置し広さ約114,000㎡に及ぶもので、大泉郡条里遺跡、山ノ井遺跡、神宮寺遺跡の範囲にまたがる。そのため、平成14年度・15年度の2か年にわたって、大阪府教育委員会（現、大阪府教育庁）による予定地内の確認調査がおこなわれた（註1）。調査では古墳時代～中世の遺構、遺物が確認されたことに加え、中世の包含層より、縄文時代や弥生時代前期の遺物が出土したことから、下層にさらに古い遺構、遺物が存在することが予想された。

この成果をうけ、公益財団法人大阪府文化財センター（以下「センター」と表記）では遊水地の建設に先立って平成23年6月1日から平成24年11月30日まで大泉郡条里遺跡発掘調査（その1）〔センター2013〕、平成25年4月10日から平成26年9月30日まで大泉郡条里遺跡発掘調査（その2）〔センター2015〕、平成27年8月3日から同年11月9日まで大泉郡条里遺跡（その3）・山ノ井遺跡（その1）発掘調査〔センター2016〕と3次にわたる発掘調査をおこなっている。

調査地は大阪府柏原市法善寺4丁目地内に所在する（図1）。上述したように、平成27年度に遊水地に関連した水路の建設に伴って大泉郡条里遺跡（その3）・山ノ井遺跡（その1）の発掘調査がおこなわれており、今回の調査はその水路間の接合部分2か所と、水路と恩智川を繋ぐ樋門部1か所、計3か所の調査区にわたる（図2）。

調査に先立って、当センターは平成28年11月24日付で大阪府八尾土木事務所との間で、「寝屋川

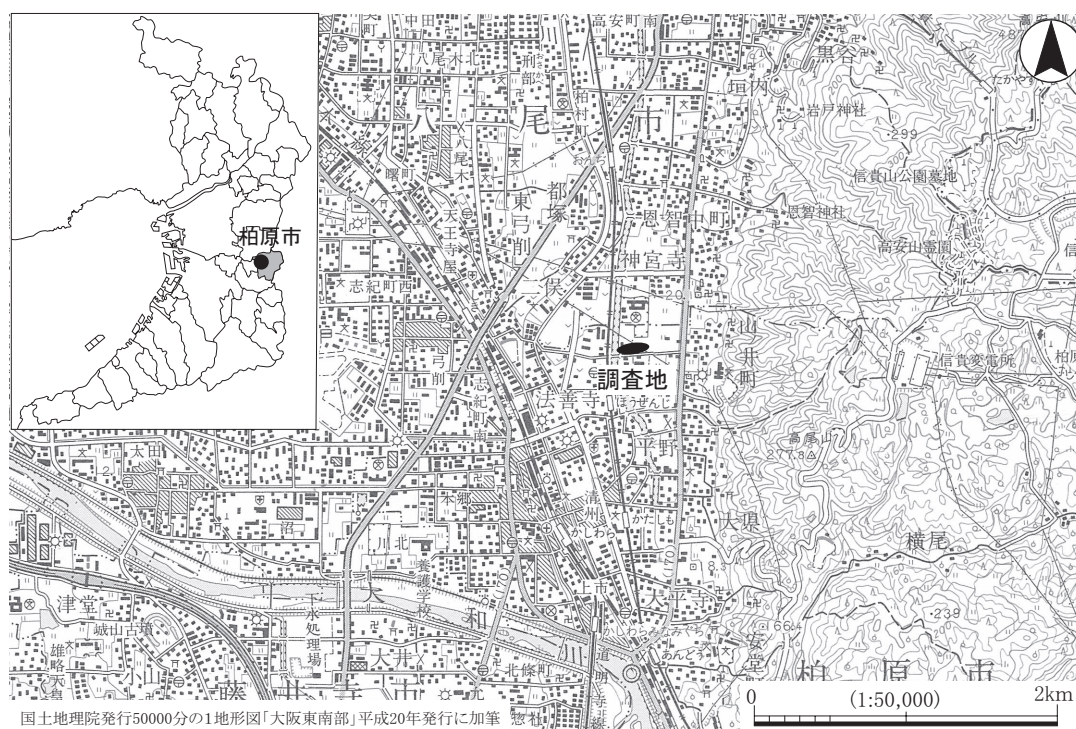


図1 調査地の位置

水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う大県郡条里遺跡（その4）・山ノ井遺跡（その2）発掘調査」として委託契約を締結し、大阪府教育庁の指導の下、同年12月1日より平成29年2月21日まで現地調査を実施した。現地調査終了後、平成29年2月22日から同年4月28日まで遺物整理を実施し、同年7月31日に本書の刊行をもって一連の調査を終了した。

第2章 調査の方法

第1節 発掘調査

調査は当センターの『遺跡調査基本マニュアル』平成22年（以下、「マニュアル」と表記）に準拠しておこなった。調査箇所は水路接続部2か所、樋門部1か所に分かれるため、樋門部を1区、その東の水路接続部を2区、さらにその東の水路接続部を3区とし、1区から調査に着手した（図2）。

調査ではバラスを含む盛り土および、その下の近世以降の耕作土をバックホウを用いて掘削し、それ以下をスコップ・手ガリなどを用いて人力によって掘削し、遺構の検出および遺物の収集をおこなった。調査中は各遺構面や各遺構、土層断面の写真撮影および図化作業をおこない、随時記録をとった。さらに主要な遺構検出面の写真撮影においては、高所作業車を用いて調査区全景の撮影をおこなった。記録用の写真撮影には、35mmモノクロフィルム・リバーサルフィルム、デジタルカメラ、6×7モノクロフィルム・リバーサルフィルムを使用した。

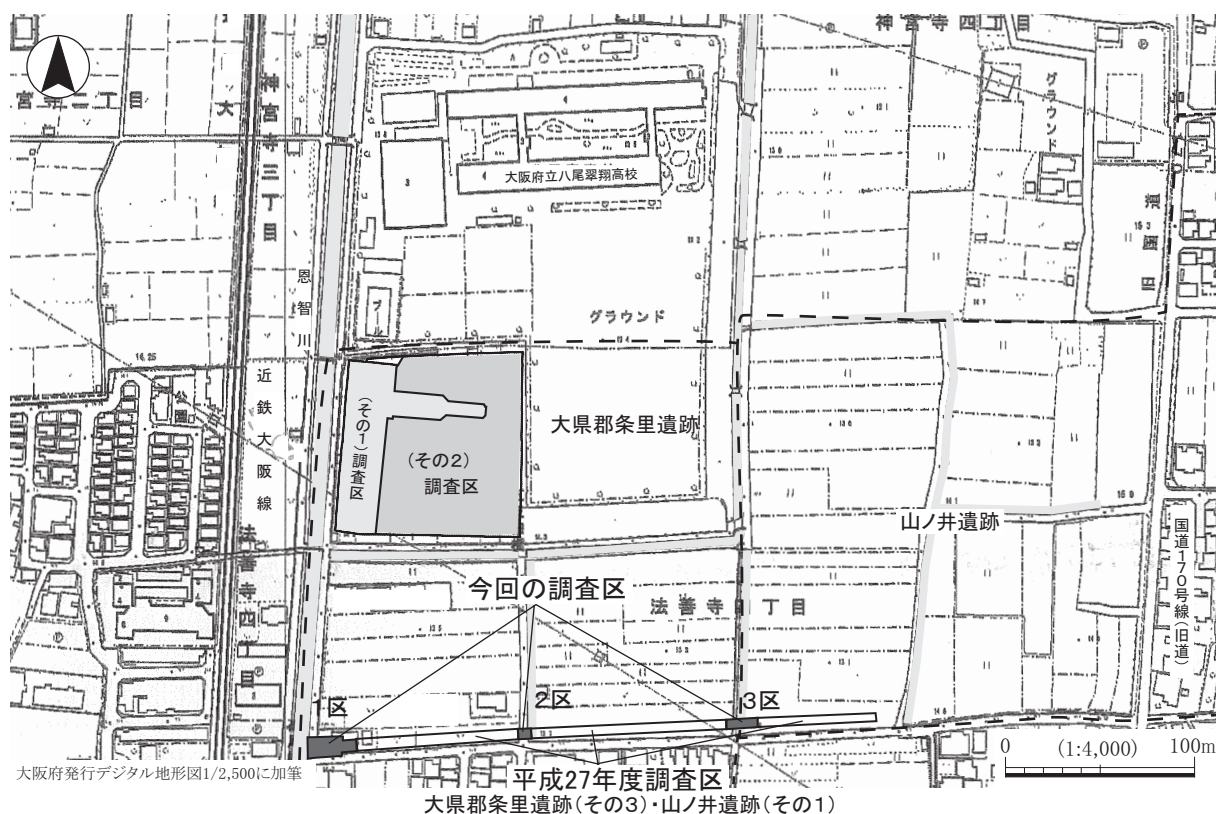


図2 今回の調査区と既往の調査区

調査中に検出された遺構面は平面図を作成した。また個別の遺構の平面・断面図などは、20分の1縮尺で実測をおこなった。これらの図面は調査区付近に設置した4級基準点をもとに作成している。なお、今回用いた4級基準点は平成27年度の大県郡条里遺跡（その3）・山ノ井遺跡の発掘調査時に打設したものである。既設4級基準点の水準値については、周辺の既知点を用いて予め点検測量をおこなった。また今回の調査で用いた高さはすべてT.P.+値である。

遺物の取り上げや遺構の位置表示には、マニュアルに基づいた地区割りを適用した（図3）。この地区割りでは、世界測地系に基づいた平面直角座標系第VI系を基準とし、I～VIの大小6段階の区画を設定した。第I区画は大阪府の南西端 $X = -192,000\text{m}$ ・ $Y = -88,000\text{m}$ を起点に、府域を南北15（A～O）、東西9（0～8）区画に分割し、一区画は南北6km、東西8kmとなる。第II区画は第I区画を東西、南北各4分割の、計16区画（1～16）に分割したもので、一区画は南北1.5km、東西2.0kmとなる。第III区画は第II区画をさらに東西20（1～20）分割、南北15（A～O）分割する一辺100mの区画である。第IV区画は第III区画をさらに東西、南北ともに10（東西1～10、南北a～j）分割した一辺10mの区画である。取り上げた遺物には、調査区名・地区割・層位名・遺構名・出土年月日・登録番号などを記したラベルを添付した。遺構名の記載方法は、1区から3区を通して番号を付与しており、「遺構番号（アラビア数字）－遺構種類」（例：10溝）とした。また調査期間中、現場詰所にて遺物洗浄・注記作業などの基礎的な整理作業を併行して実施した。

現地での調査は平成29年2月21日に完了した。1区から3区を合計した、最終遺構面の調査面積は196㎡である。なお調査期間中ならびに各調査区の調査終了時には、適宜大阪府教育庁の立会を受けた。

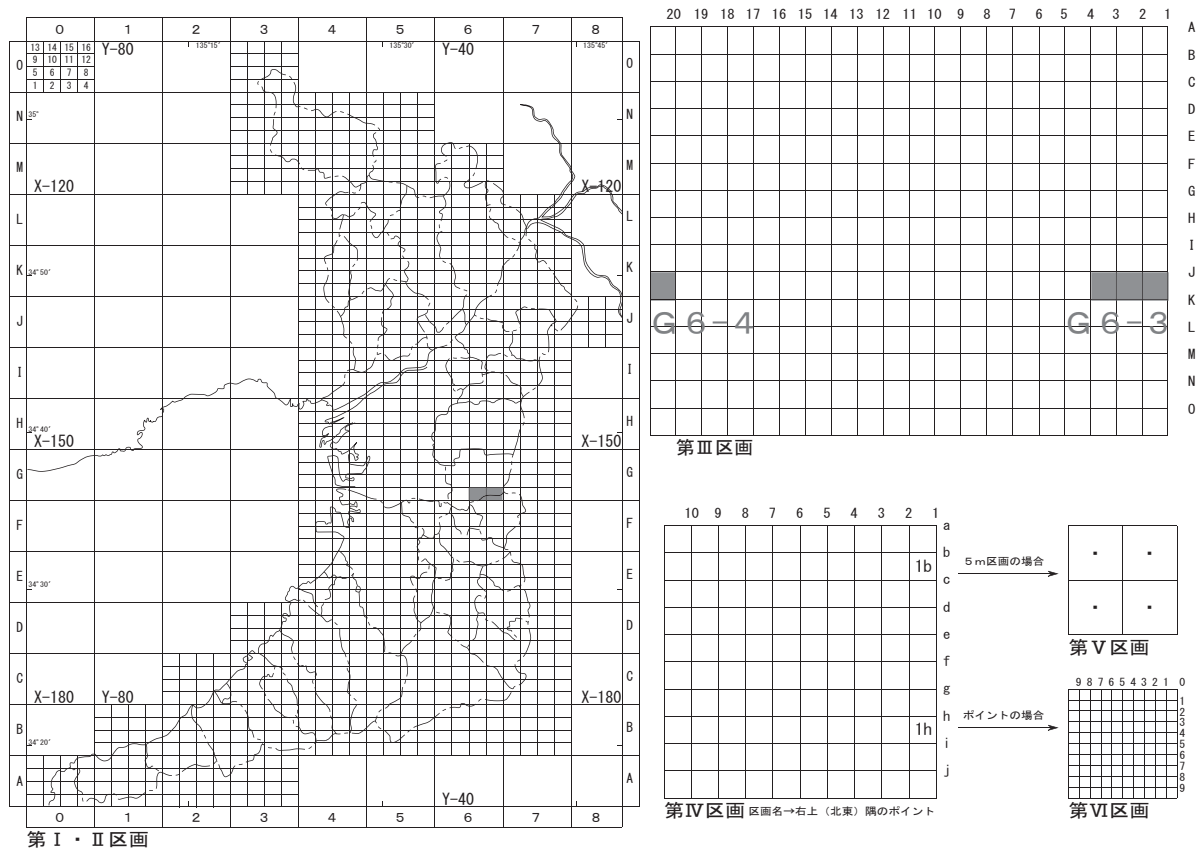


図3 地区割り図

第2節 整理作業

現地での調査終了後、調査時に作成した平面図・断面図などの登録台帳（図面登録台帳）、出土遺物の登録台帳（遺物登録台帳）、調査時に撮影した写真の登録台帳（写真登録台帳）を、マニュアルに準拠してコンピューターのデータベース上にて作成した。

現地調査で作成した各図面は整理・精査してトレースし、報告書本文中の挿図を作成した。遺物は洗浄・注記後、接合・石膏復元をおこない、重要もしくは図化可能なものを選別し実測図を作成した。本書で掲載した遺物のトレース図版は、その実測図をもとに作成したものである。実測対象遺物のうちその一部は、写真担当の職員が撮影し、本報告書に掲載した。遺物は、最終的に報告書掲載遺物とそれ以外とに分類して収納した。なお掲載遺物は、報告書記載の遺物番号順に収納している。

第3章 位置と環境

大県郡条里遺跡は柏原市法善寺2・4丁目から平野1丁目にかけて所在する遺跡で、山ノ井遺跡は柏原市法善寺4丁目・山ノ井町に所在する遺跡である（図4）。調査地から南に約2km離れた地点には大和川が西へ流れているが、これは元禄17（1704）年に付け替えられてからの姿で、旧の大和川は現在の長瀬川から二股に分かれ、玉櫛川に沿って流れていた。そのため、調査地の西側では旧河道の痕跡を示す地割と、旧河道により形成された自然堤防の痕跡がみられる。地形的に概観すれば、大県郡条里遺跡は旧大和川の水系が作り出した扇状地と自然堤防間の低地部分に、山ノ井遺跡は扇状地上に位置するといえる。また、大県郡条里遺跡の名にあるように当地は古来の耕地区画である条里地割の名残を良好にとどめる。大県郡条里遺跡では寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴い、確認調査を含めて4次の調査がおこなわれてきている。したがって、周辺の環境については既刊の報告に詳しいためここでは、両遺跡およびそれに隣接する遺跡の既往の調査成果について触れておきたい。

大県郡条里遺跡の南東に位置する大県遺跡では、縄文時代早期の押型土器や石器、縄文時代後期の石囲いが検出されており、同時期の集落の存在が想定されている。集落はその後、扇状地縁辺に向かって拡大したと考えられ、同遺跡の東高野街道に近接した地点では、縄文時代後期末～晩期の遺構が検出され、土器や石器が多く出土した。また、八尾市恩智遺跡では恩智川の改修工事に伴う調査において、縄文時代前期～後期の遺物が出土している。大県郡条里遺跡では（その1）調査において、縄文時代後期後葉～晩期中葉頃の大和川と考えられる旧河道が検出された。河川堆積層の中からは滋賀里I式の深鉢とともに、生活由来の炭層や焼土塊の広がりが見出された。この旧河道は縄文時代晩期中葉には埋没したようである。旧河道埋没後の縄文時代晩期末頃には安定した環境下、居住域となり、同時期の竪穴建物が検出されている。

弥生時代に入ると、恩智遺跡がこの周辺地域の拠点的な集落となったようである。恩智遺跡の集落は弥生時代中期を中心としており、東隣の安養寺裏山からはこの時期の銅鐸が2点出土している。大県遺跡では、弥生時代中期の竪穴建物やサヌカイトの集積土坑、後期の竪穴建物が検出されている。八尾市神宮寺遺跡では弥生時代中期の土器棺墓や、弥生時代後期の竪穴建物が検出されている。弥生時代後期には高尾山山頂遺跡に高地性集落が営まれた。

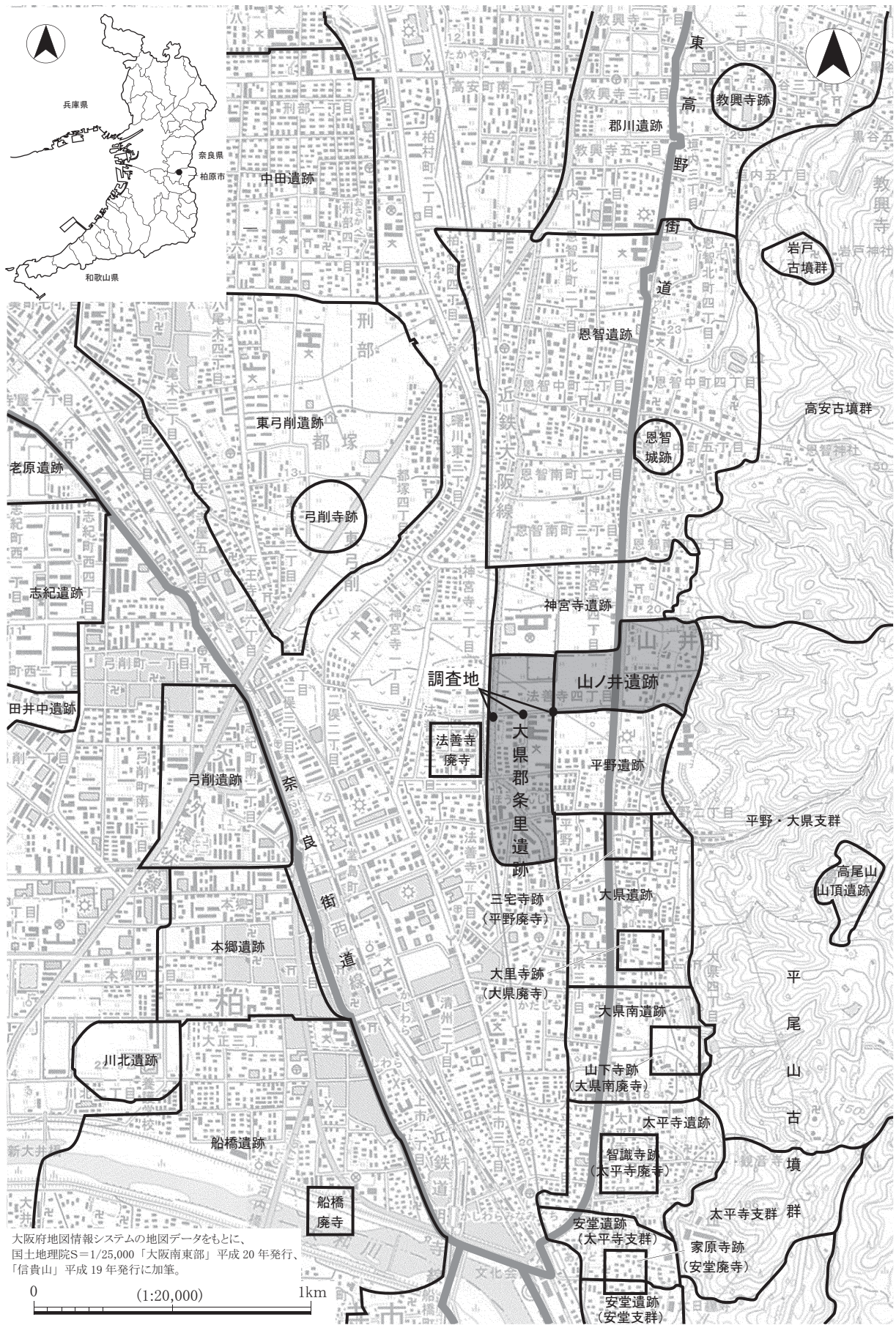


図4 周辺の遺跡

続く古墳時代の調査事例をみると、神宮寺遺跡で古墳時代初頭の河川が検出され、平野遺跡でも古墳時代初頭の遺物が出土しており、生駒山麓沿いにこの時期の集落が点在する様相が推測される。古墳時代中期～後期にかけては、大県遺跡が拠点的な集落となった。大県遺跡では隣接する大県南遺跡を含めて、鍛冶工房の検出例や鍛冶関連遺物が多数出土している。このことから、大県遺跡とその周辺に、鍛冶技術者集団の集落があったと考えられており、また韓式系土器が多く出土することから、当地の鍛冶技術者集団と渡来人との関係性も指摘されている。大県遺跡の東側の生駒山地の中腹には群集墳である平尾山古墳群が築かれた。同古墳群の平野・大県支群ではかんざしやミニチュア炊飯具といった渡来系氏族との関わりの深い副葬品に加え、鉄滓など鍛冶関連遺物が出土しており、大県遺跡との関連が指摘されている。

大県郡条里遺跡（その1）・（その2）の調査では、弥生時代～古墳時代にかけての複数の溝が検出されている。これらの溝は調査区内の微高地から北へ放射状に派生するように掘られていた。耕地開発に関連したものと推測される。

飛鳥・奈良時代にかけては、生駒山地西麓に沿って河内六寺と称される鳥坂寺、家原寺、知識寺、山下寺、大里寺、三宅寺が建立された。これらの寺院は『続日本紀』の記すところによると（『続日本紀』天平勝宝8歳2月条）、聖武天皇や称徳天皇の行幸先であった。具体的には大県南遺跡の発掘調査において、「山下脊川」と墨書された土師器杯が出土したことから、大県南遺跡に近接する大県南廃寺がさきの六寺のうちの山下寺にあてられている。さらに、大県遺跡の発掘調査において「大里寺」と墨書された土師器鍋が井戸から出土したことから、大県遺跡に近接する大県廃寺がさきの大里寺であるとされている。大県郡条里遺跡（その1）・（その2）・（その3）の調査でも墨書土器や製塩土器、漆付着土器、硯、軒丸瓦などが出土しており、同遺跡に最も近い平野廃寺（推定三宅寺）との関連が推測される。

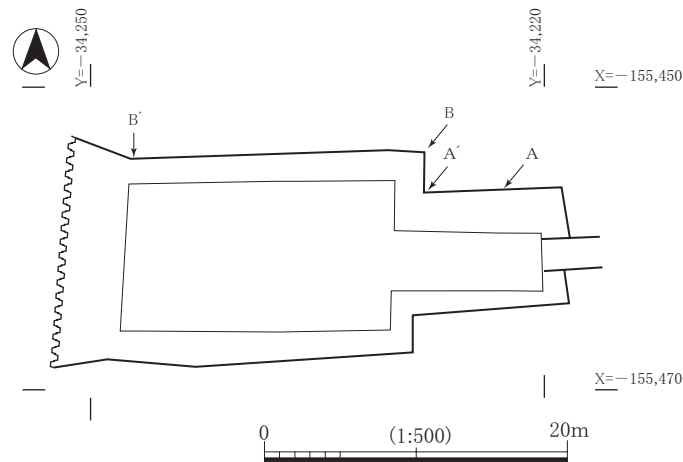
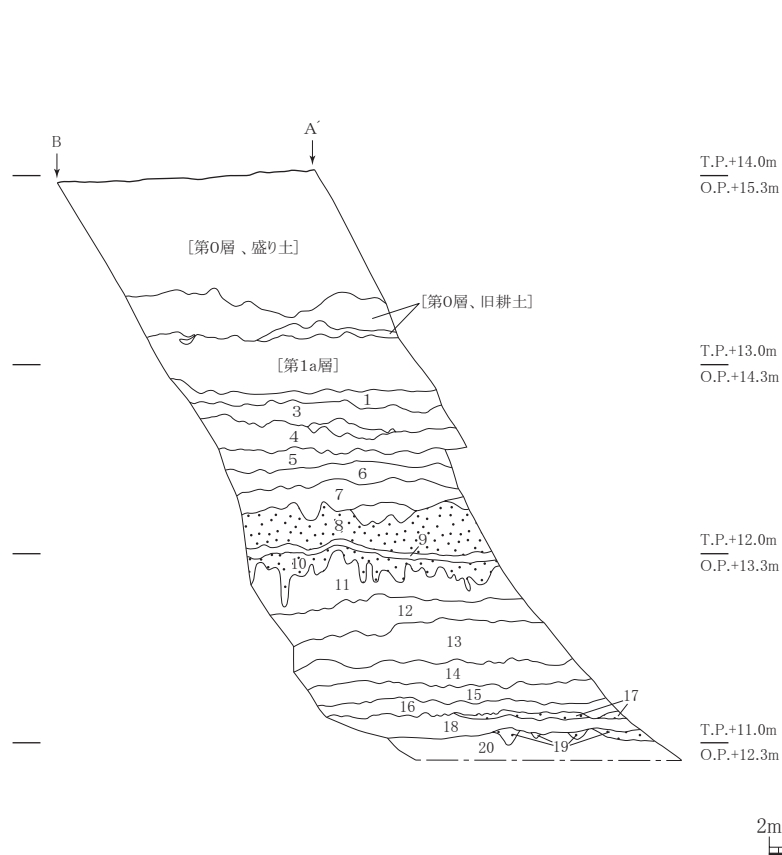
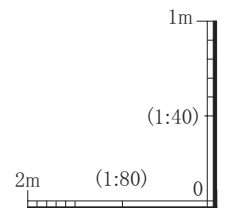
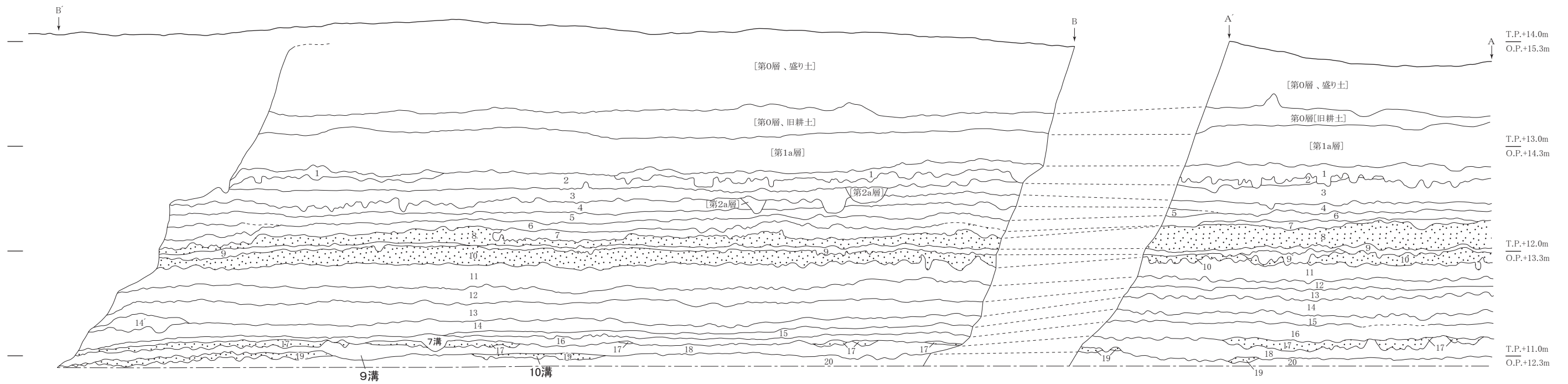
中世には、大県南遺跡で土壙墓が検出されており、また大県南廃寺（山下寺）の調査では14世紀の掘立柱建物や土坑などが検出され、寺院の廃絶後に集落が営まれている。神宮寺遺跡でも鎌倉時代の生産域が確認された他、室町時代の井戸やピットが検出されるなど、集落の一端が分かりつつある。

先述のように調査地周辺は条里地割を現地表面に良くとどめる地域である。大県郡条里遺跡（その1）・（その2）・（その3）の調査では、平安時代後期には条里水田が施行されて以降、近代に至るまで連続して水田が続いていたことが明らかになっている。

第4章 調査の成果

第1節 基本層序

当遺跡は複数の氾濫堆積層によって埋没しており、氾濫堆積層とその上部の土壌化層をセットとして層序を捉えた。地層の認識は、氾濫堆積層上部の耕作土などの古土壌をa層とし、母材である自然堆積層をb層として区別し、第0層から第11層まで大別した（図5～10、図版1、図版2、図版3-1・2）。なお以下で述べる層序名は基本的に平成27年度おこなわれた大県郡条里遺跡（その3）の調査（以下（その3）調査と略記）で示されたものに対応している。ただし層の遺存状況は地点によって異なるため、以下の層序説明は（その3）調査のそれとは必ずしも同じではない。



- 1 2.5Y8/1灰白色シルト～極細砂(第2a層)。
- 2 2.5Y7/2灰黄色シルト(まばらに2.5Y6/2灰黄色細砂が混じる。第2a層)。
- 3 5Y5/3灰オリーブ色細砂と2.5Y6/2灰黄色細砂が4:1で混じる(第2a層)。
- 4 10Y4/2オリーブ灰色極細砂～細砂(ところどころに白色の粗砂が混じる。第3a層)。
- 5 10Y4/2オリーブ灰色極細砂～細砂(第3a層)。
- 6 7.5Y4/1灰色細砂～極細砂(7のブロックところどころに混じる。第4a層)。
- 7 10YR4/2暗黄褐色細砂～極細砂(8のブロックところどころに混じる。第5a層)。
- 8 N7 灰白色細砂(第5b層)。
- 9 10Y4/1灰色細砂(植物遺体が累重して堆積している。第5b層)。
- 9' 10Y4/1灰色シルト。
- 10 2.5Y7/1灰白色細砂(西へ移るにつれ2.5Y8/6黄色へと変色してゆく。第5b層)。
- 11 10Y5/1灰色シルト(第6a層)。
- 12 7.5Y5/1灰色シルト(粗砂わずかに混じるが西へ移るにつれ粗砂の混入度合は低くなる。第7-1a層)。
- 13 7.5Y4/1灰色シルト(粗砂わずかに混じるが但し12の第7-1a層よりは粗砂の混入度高い。第7-2a層)。
- 14 7.5Y4/2灰オリーブ色シルト
(西端では層の上部に粗砂を多く含むが東へ移るにつれ粗砂の混入度合は低くなる。第8-1a層)。
- 14' 7.5Y3/1オリーブ黒色粗砂～細礫(シルトブロック=第8-1a層混じる。第8a層上の盛り土)。
- 15 7.5Y4/1灰色シルト(第8-1a層より色調薄く、粗砂も混じらない。第8-2a層)。
- 16 10Y4/1灰色シルト～極細砂(粗砂第9b層混じる。9a層)。
- 17 7.5Y6/3オリーブ黄色粗砂～細礫(攪拌を受けた部分が多い。第9b層)。
- 18 5Y5/1灰色極細砂～細砂(粗砂第10b層多く混じる。第10a層)。
- 19 7.5Y7/1灰白色粗砂～細礫(攪拌を受けた部分が多い)。
- 20 7.5Y6/1灰色シルト
(層の上部、3～5cmほどが細砂で構成されている箇所あり。全体的な細分は不可能。第11a層)。

図5 1区北壁断面図

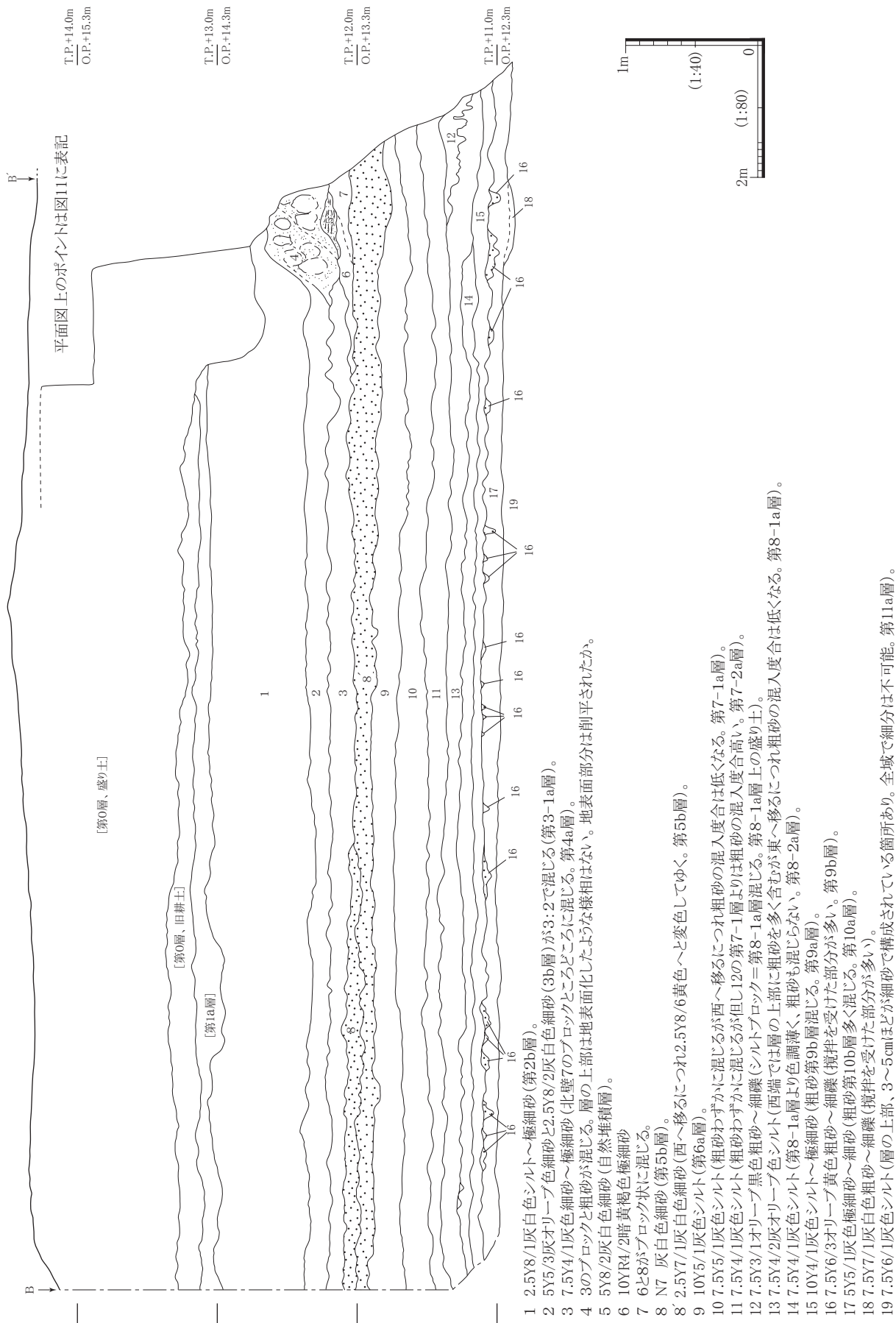
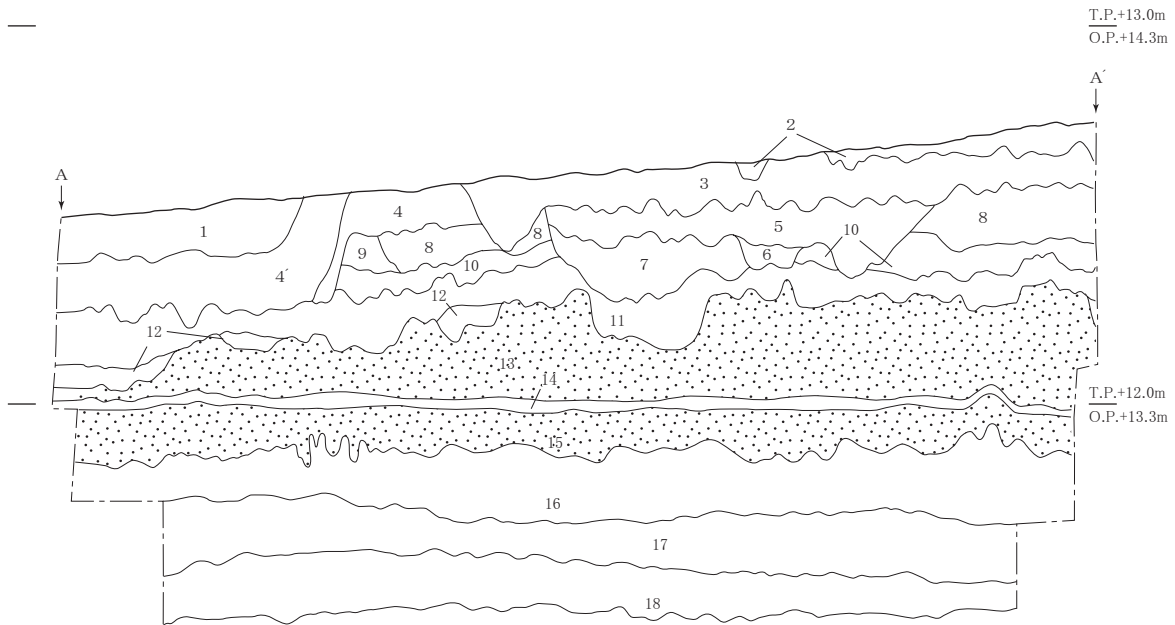


図6 1区南壁断面図

平面図上のポイントは図11に表記



- 1 2.5Y8/3淡黄色細砂～粗砂(第3a層の上を覆う砂、東西方向にラミナが水平に堆積しており、この断面では流れは南から北の可能性が考えられる。第2b層)。
- 2 2.5Y7/2灰黄色シルト(まばらに2.5Y6/2灰黄色細砂が混じる。第2a層)。
- 3 5Y5/3灰オリーブ色細砂と2.5Y6/2灰黄色細砂が4:1で混じる。(第2a層)。
- 4 2.5Y5/3黄褐色細砂～極細砂(2.5Y6/2灰黄色細砂がわずかに混じる。第3a層盛り土)。
- 4' 5Y5/3灰オリーブ色細砂と2.5Y8/2灰白色細砂(3b)が3:2で混じる。(第3-1a層)。
- 5 5Y7/4浅黄色細砂～極細砂(第2a層)。
- 6 5Y8/2灰白色細砂と7が1:1で混じる。(第2a層)。
- 7 7.5Y6/2灰オリーブ色極細砂(第2a層)。
- 8 10Y4/2オリーブ灰色極細砂～細砂(ところどころに白色の粗砂が混じる。第3-2a層)。
- 9 5GY4/1暗オリーブ灰色極細砂～細砂(第3a層盛り土)。
- 10 10Y4/2オリーブ灰色極細砂～細砂(第3-3a層)。
- 11 7.5Y4/1灰色細砂～極細砂(12のブロックところどころに混じる。第4a層)。
- 12 10YR4/2暗黄褐色細砂～極細砂(13のブロックところどころに混じる。第5a層)。
- 13 N7 灰白色細砂(第5b上層)。
- 14 10Y4/1灰色細砂(植物遺体が累重して堆積している。第5b下層)。
- 15 2.5Y7/1灰白色細砂(西へいくにつれ2.5Y8/6黄色へと変色していく。第5b下層)。
- 16 10Y5/1灰色シルト(第6a層)。
- 17 10Y4/1灰色シルト(上部から下部までまんべんなく極細砂が混じっている。第7-1a層)。
- 18 7.5Y5/1灰色シルト(第7-2a層)。

図7 1区中央南北断面図

第0層 現代の耕作土層および整地土層である。

第1 a層 耕作土層である第1 a層と、その母材となる氾濫堆積層(第1 b層)で構成される。第1 a層はにぶい黄色の耕作土層で中粗砂が混じる。第1 b層上層は灰白～淡黄色、褐色の細礫～粗砂を主体とし、下層は灰黄色の粘質シルトとなる。第1 b層は(その3)調査では層厚0.9 mを測る箇所もあったが、今回の調査では2区の東端において0.4 m程度の層厚を確認したにとどまる。

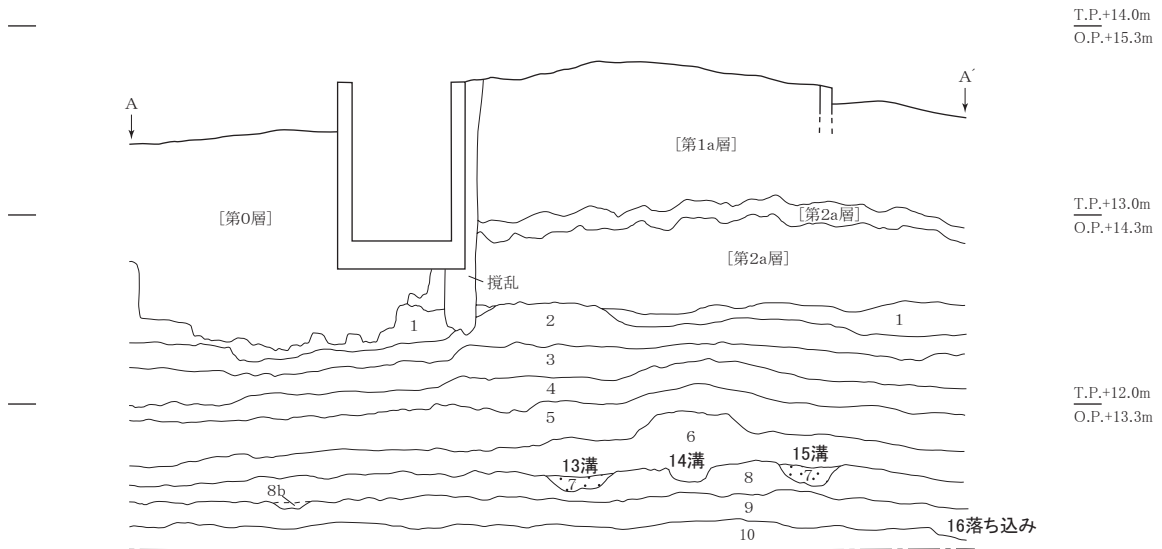
第2 a層 耕作土層で灰黄色のシルトからなる。第2 a層は3つに細分でき、第2 b層の氾濫堆積層を攪拌した島島の耕作土層、島島拡張に伴う盛り土、島島拡張後の耕作土層として捉えることができる。

第2 b層 第2 b層は淡黄色の細砂を主体とし、第1 b層に比して細粒である。層厚は1区の南西部が最も厚く0.7 mを測る。

第1 a層～第2 a層には近世以降の陶磁器類が含まれていることから、近世～近代の耕作土層と考えられる。

第3 a層 中世後期の耕作土層である。灰色もしくは黄褐色の細砂で構成され、粘質のシルトブロック

平面図上のポイントは図12に表記



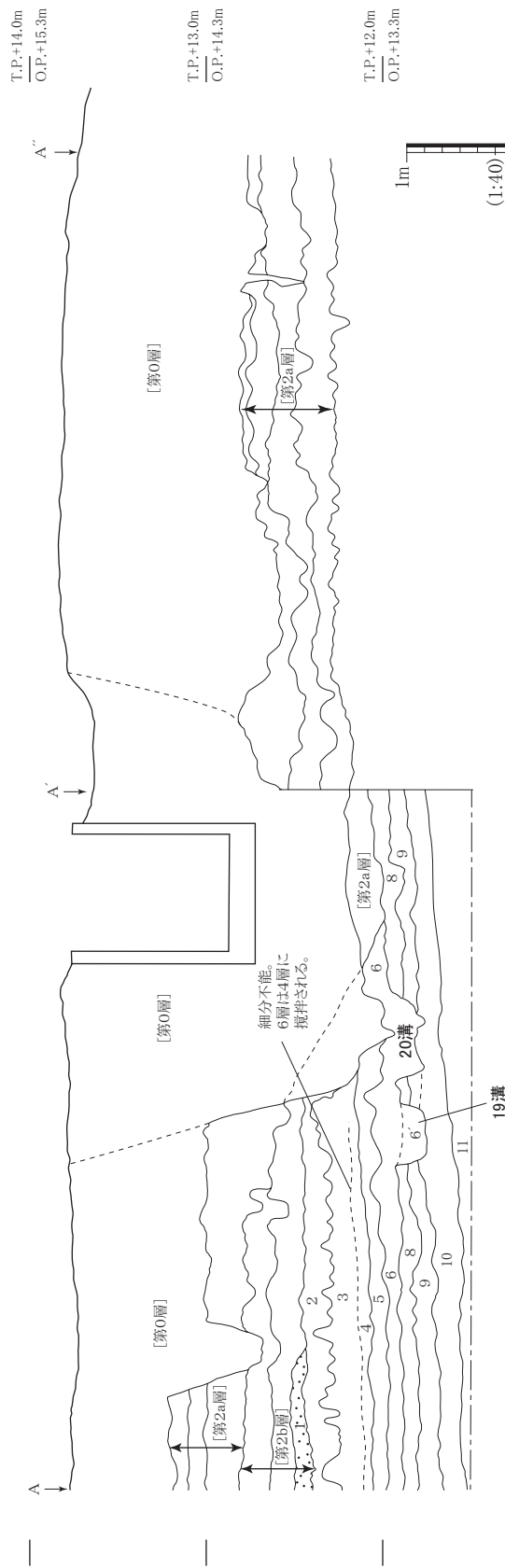
- 1 5Y8/2灰白色細砂(下部はN7/ 灰白色に変化する。第2b層)。
- 2 7.5Y4/2灰オリーブ色細砂(わずかに粗砂混じる。第3a層)。
- 3 7.5Y4/1灰色細砂(ところどころに5Y8/1灰白色粗砂が混じる。第4a層)。
- 4 7.5Y3/2オリーブ黒色細砂～極細砂(第7-1a層)。
- 5 5Y4/2灰オリーブ色細砂～粗砂(ところどころにシルトブロック混じる。第7-2a層)。
- 6 5Y3/2オリーブ黒色細砂～粗砂(シルトブロック混じる。第7-3a層)。
- 7 5Y7/3浅黄色粗砂～細礫(シルトブロック混、攪拌を受けている。第7-3b層)。
- 8 7.5Y3/2オリーブ黒色極細砂(第8a層)。
- 9 5G5/1緑灰色シルト(第9a層)。
- 10 5B5/1青灰色シルト(第10a層)。

図8 2区南壁断面図

を含む。1区では東西方向の坪境畦畔の北側と南側で、第3 a層の堆積状況が異なっている。畦畔の南側では第3 a層は1層のみで、第2 b層に覆われているのに対して、北側では盛り土を除いて2つに分かれる。(その3)調査でも今回の1区隣接地において北側の第3 a層を2層確認しているが、当時の段階では2つの層をいずれも第3 a層で統一している。ただし今回の調査で各層の上面で検出した遺構の様相が異なることから、第3-1 a・3-2 a・3-3 a層と枝番を付した。各層の形成過程を述べると、まず第3-3 a層が堆積した後に盛り土(図7の9)が施され畦畔ができたのち、耕作土の第3-2 a層が形成される。その後、畦畔の南側の第3-2 a層を削平し畦畔上に再び盛り土(図7の4)として積み上げる。その後形成された耕作土が第3-1 a層で、畦畔の南側で確認できる第2 b層直下の層(図7の4')がこれにあたる。いっぽう、畦畔北側では第3-1 a層は第2 a層に攪拌されているため残存しない。2区では東西方向の坪境畦畔は無く、第3 a層は1層のみ確認されただけであった。3区も2区同様に、1層確認されただけである。なお、(その3)調査同様、山ノ井遺跡にあたる3区の東半分は第3 a層を掘削して調査を終了している。

第4 a層 第3 a層を掘削して確認した中世耕作土層である。灰色の細砂で構成され、第3 a層と比べて砂粒を多く含む。1区ではこの層を除去して東西方向の溝群を検出していることから、畝耕作に伴う層と推測される。

第5 a層 第4 a層を掘削して確認した層で、中世の耕作土層と考えられる。黄褐色の細砂で構成され、第4 a層同様砂粒を多く含む。(その3)調査では、古土壌とも自然堆積層とも区別ができず、単に第5層と認識していたが、今回の調査で古土壌の第5 a層と自然堆積層の第5 b層に分かれることが判明



- 1 2.5Y8/3淡黄色細砂(第2b層)。
- 2 2.5Y5/2暗灰黄色シルト(細砂がわずかに混じる、第3a層)。
- 3 2.5Y5/3灰褐色シルト～極細砂(第4a層)。
- 4 5Y5/2灰オリーブ色シルト(第6a層)。
- 5 10Y5/1灰色シルト(第7-1a層)。
- 6 10Y4/1灰色シルト(細砂・粗砂まばらに混じる、第7-2a層)。
- 6' 10Y4/1灰色シルトと10Y5/1灰色粗砂が1:1で混じる(溝内埋土)。
- 8 10Y4/1灰色シルト(5とよく似るが、5よりも粗砂・細砂を多く含む、第8a層)。
- 9 7.5Y3/2オリーブ黒色シルト～極細砂(細砂混じる、第8a層対応)。
- 10 5PB4/1暗青灰色シルト(第11a層)。
- 11 7.5Y7/1明緑灰色シルト(第11b層)。

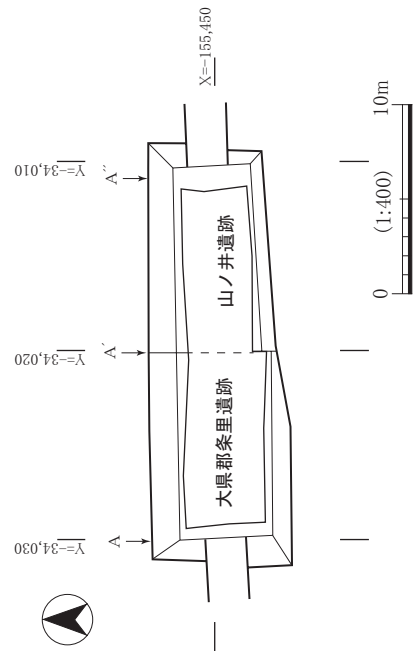
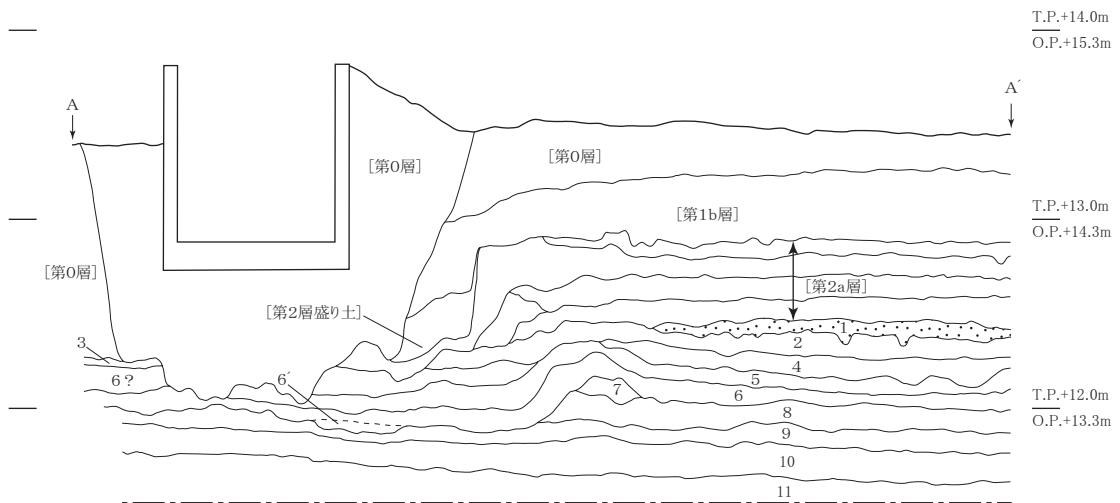


図9 3区北壁断面図

平面図上のポイントは図13に表記



- 1 2.5Y8/3淡黄色細砂～粗砂(第2b層)。
- 2 2.5Y5/2暗灰黄色シルト(細砂がわずかに混じる、第3a層)。
- 3 2.5Y5/3灰褐色シルト～極細砂(第4a層)。
- 4 5Y5/2灰オリーブ色シルト(第6a層)。
- 5 10Y5/1灰色シルト(第7-1a層)。
- 6 10Y4/1灰色シルト(細砂・粗砂まばらに混じる、第7-2a層)。
- 6' 10Y4/1灰色シルトと10Y5/1灰色粗砂が1:1で混じる(溝内埋土)。
- 7 10Y5/1灰色シルト(第7-2a相当層)。
- 8 10Y4/1灰色シルト(5とよく似るが、5よりも粗砂・細砂を多く含む、第8a層)。
- 9 7.5Y3/2オリーブ黒色シルト～極細砂(細砂混じる、第8a層)。
- 10 5PB4/1暗青灰色シルト(第11a層)。
- 11 7.5Y7/1明緑灰色シルト(第11b層)。

図 10 3区南壁断面図

した。第5 a層は1区の南端の落ち込みや遺構内の埋土中で確認できた。

第5 b層 上述した第5 a層の基盤となる層で、自然堆積層である。第5 b層は上層と下層に分かれ、上下層共に灰色の細砂で構成される。ただし上層と下層の間には、植物遺体の堆積がみられる。この植物遺体層を除去し精査する作業を部分的に試みたところ、複数の踏み込み痕跡が確認できた。このことから、第5 b層の堆積期間のうち一定期間は地表面化した状態が続いたものと思われる。

第6 a層 第5 b層を掘削して確認した中世の耕作土層である。第6 a層は灰色の粘質シルトで、1区と3区で確認できた。ただし第6 a層は、2区では途切れているため、1区と3区の第6 a層が同一であるかは今後の検討が必要である。1区の第6 a層の上部は乱れが著しく、断面形が火焰状を呈する箇所が散見される。層上部の乱れは水稻耕作に伴う踏み込みに由来するものと考えられる。

第7 a層 第6 a層を掘削して確認した中世前期の耕作土層である。第7 a層は第7-1 a・7-2 a・7-3 a層の3つに分かれる。(その3)調査では、第7層を第7-1 a・7-2 a層の2層に分け、さらに部分的に第7-2 a層を上下2層に分けている。(その3)調査段階では、上下2つの層を第7-2 a層と称しても特段齟齬は無かったが、今回上下いずれの層の上面で遺構が確認されたため、それぞれ区別する必要性が生じた。したがって(その3)調査時の上層第7-2 a層はそのまま第7-2 a層とし、下層第7-2 a層は第7-3 a層と呼称を変えた。第7-1 a層は灰色のシルトで層の下部にわずかに細砂を含む。第7-2 a層は第7-1 a層よりも色調の濃い灰色のシルトで、第7-1 a層よ

りも多くの細砂を含んでいる。第7-3 a層は2区ではオリーブ黒色の細砂で、3区では灰色のシルトで構成される。第7-3 b層は2区で検出された溝の中の埋土でのみ確認された。黄色の粗砂で構成されている。

出土遺物から第7-1 a層の形成時期は13世紀後半～14世紀代、第7-2 a層の形成時期は12世紀後半～13世紀前半の時期が与えられる。第7-3 a層からは出土遺物が無いため詳細な形成時期は不明である。

第8 a層 第7 a層を除去して確認した古代末の耕作土層である。第8 a層は第8-1 a層と第8-2 a層の2つに分かれるが、2層とも確認できるのは1区のみで、2・3区で確認できるのは第8-1 a層のみである。第8-1 a層は灰オリーブ色のシルトで層の上部に粗砂が混じる。色調の違いと、この粗砂の混入が第7-2 a層との層の境目となる。第8-2 a層は第8-1 a層よりも色調の薄い灰色のシルトで粗砂はほとんど含まない。1区西端では第8-1 a層上に粗砂混じりの盛り土を施した堤状の遺構を検出している。この盛り土が水田の畦畔ならば第8-1 a層は水稻耕作に伴う耕作土と考えられる。(その3)調査では第8-2 a層の下層に自然堆積層である第8-2 b層が確認されたが、今回の調査区では確認できなかった。

第9 a層 第8 a層を除去して確認した耕作土層である。1区と2区で確認したが、1区では灰色の粗砂礫を多く含む粘質シルトで構成され、2区では緑灰色のシルトで構成されている。(その3)調査の成果によれば、3区では第8 a層に攪乱されるため第9 a層は遺存しない。

第9 b層 第9 a層は第9 a層の基盤となる層で、自然堆積層である。1区において局所的に確認したに留まる。灰白色の粗砂～細礫であるが、その殆どが第9 a層に攪拌されているため遺存状況はよくない。

第10 a層 第9 a層と第9 b層を除去して確認した古土壌である。1区と2区で確認したが、1区では灰色の極細砂で構成され、2区では灰色のシルトで構成されている。また1区では下層の第10 b層を攪拌しているため、多分に粗砂が混入している。第9層同様、東側の3区では第8 a層の攪乱を受けているため第10 a層は遺存しない。

第10 b層 第10 b層は第10 a層の基盤となる層で、自然堆積層である。1区で確認したのみである。灰白色の粗砂～細礫であるが、その殆どが第10 a層に攪拌されているため遺存状況はよくない。第10 b層は全体的に薄く、第10 a層の掘削時にその殆どが付着してくるため、第10 a・10 b層の掘り分けが困難であった。両層からは遺物がまとまって出土しており、その時期から第10 a・10 b層の形成時期は飛鳥時代～奈良時代(7世紀前半～8世紀代)であったと考えられる。

第11 a層 第10 a・10 b層を除去して確認した古土壌である。1区と3区で確認した。なお2区では掘削深度の関係で第11 a層を確認していない。第11 a層は(その3)調査でも層序の連続が確認できず、1区と3区の当該層が同一かどうかは不明である。第11 a層は1区では灰色のシルトで、3区では緑灰色のシルトで構成されている。第11 a層からは1区で土師器の細片が出土しているのみで、層の形成時期は不明である。(その3)調査でも出土遺物が少ないことから、縄文時代晩期～飛鳥時代という長い期間で想定されている。

第2節 検出遺構

(1) 中世

第3-1a層上面 すべての調査区において第3-1a層上面で条里地割に則った遺構を検出した。

1区では東西方向の1坪境畦畔と恩智川に並行する堤状盛り土を検出した(図11、図版3-3)。1坪境畦畔は調査区の西半分で検出したが、(その3)調査の西壁断面でも確認されているため(センター2016)、本来は調査区の東西に伸びていたものと推測される。平面では検出しえなかったが、南壁断面で判断する限り(図6、図版1-1)、1坪境畦畔は西端で恩智川に並行する堤状盛り土と接続していたと考えられる。断面で判断する限り、1坪境畦畔は第3-3a層上に盛り土が施されたのが始まりであることから(図版4-1)、第3-3a層形成後の遺構といえる。いっぽう、恩智川に並行する堤状盛り土は、第4層上に施されているが、単純に第4層形成直後の遺構とはいえない。それは周囲に第3

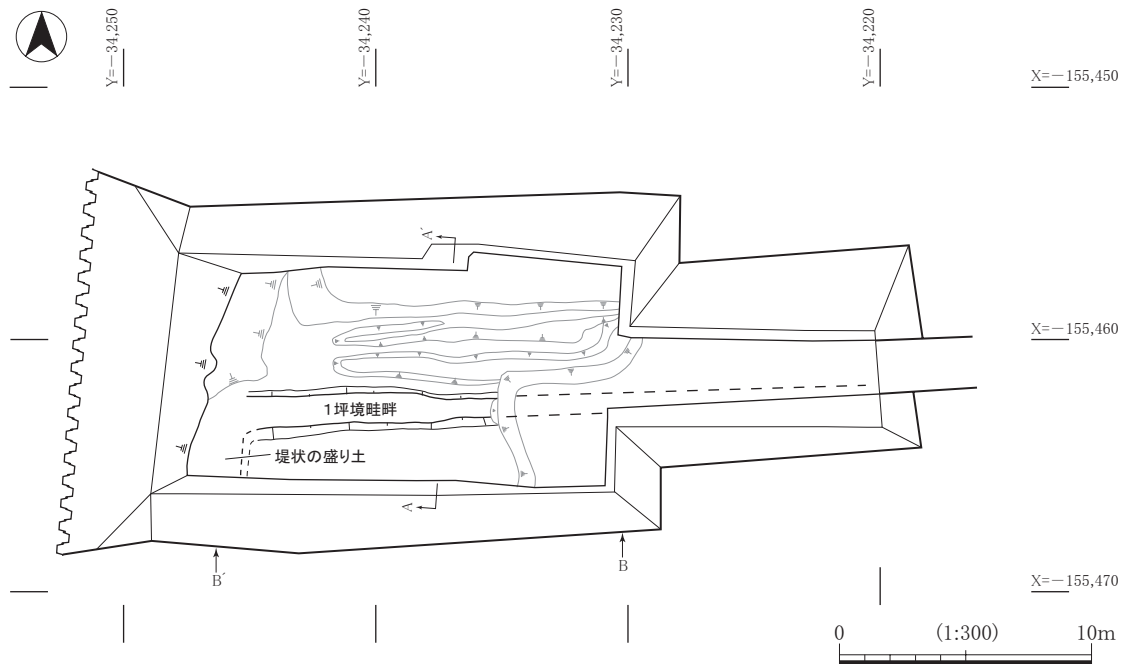


図11 1区第3-1a層上面

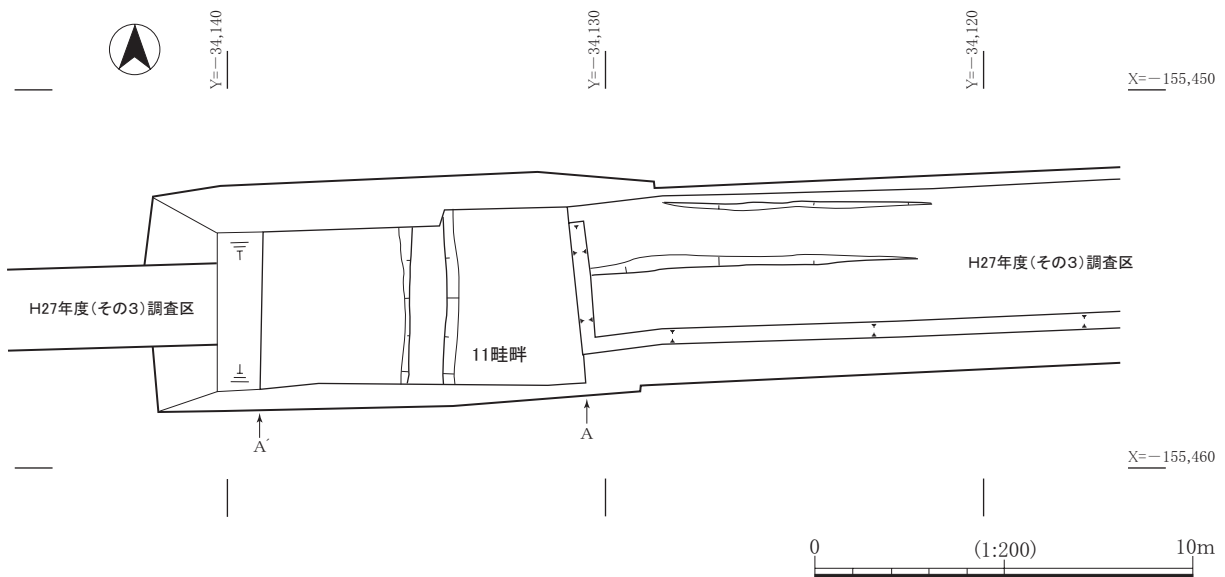


図12 2区第3a層上面

— 2 a・3—3 a層が削平されて存在しないためと、堤状盛り土の直上に堆積している耕作土が第3—1 a層だからである。したがって、堤状盛り土の形成時期は第4層堆積後から、第3—1 a層堆積開始までの間、すなわち第3—2 a・3—3 a層の形成期間中ということになる。

1区の第3—1 a層からは1～4の遺物が出土している。1～3は小形の土師器皿で1・2は16世紀のもの、3は12世紀代のものである。4（図15、図版12）は弥生土器の底部である。このうち第3—1 a層の形成時期を示すものは、最も新しい1・2の土師器皿といえる。このことは、第3—1 a層の形成時期を中世後期とする従前の調査見解と一致する。なお、第3—2 a・3—3 a層からの出土遺物は細片のみで、時期を特定できるものが皆無である。さらに詳細は後述するが、第4 a層以下で地層の形成時期をある程度確定できるのは、第5 b層でその時期は15世紀代である。このことから、1坪境畦畔と恩智川に並行する堤状盛り土が成立した時期の上限を15世紀に、下限を16世紀に求める

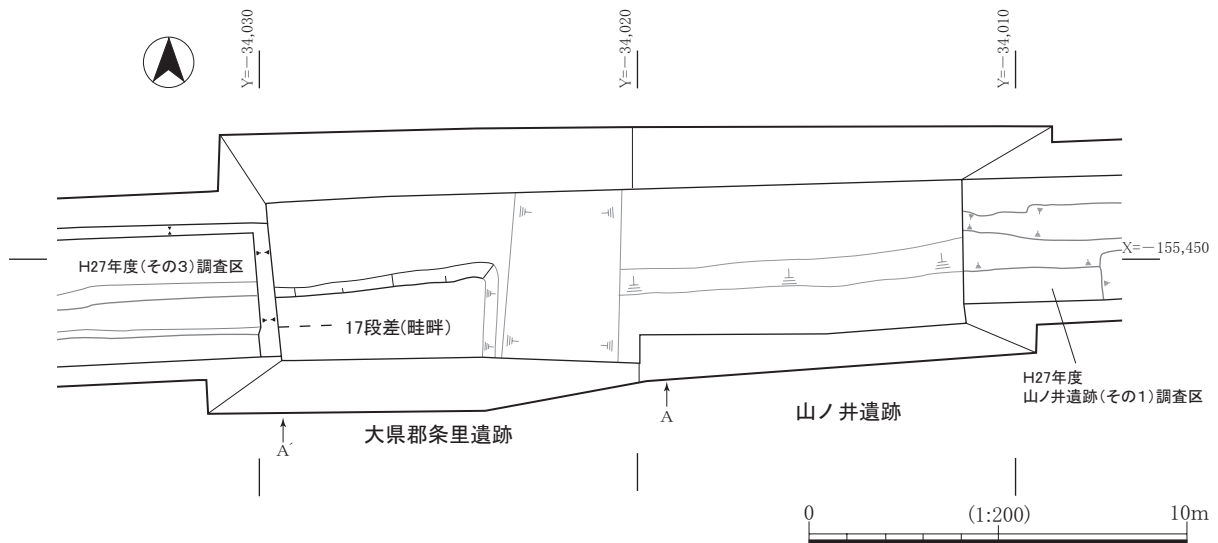


図13 3区第3a層上面

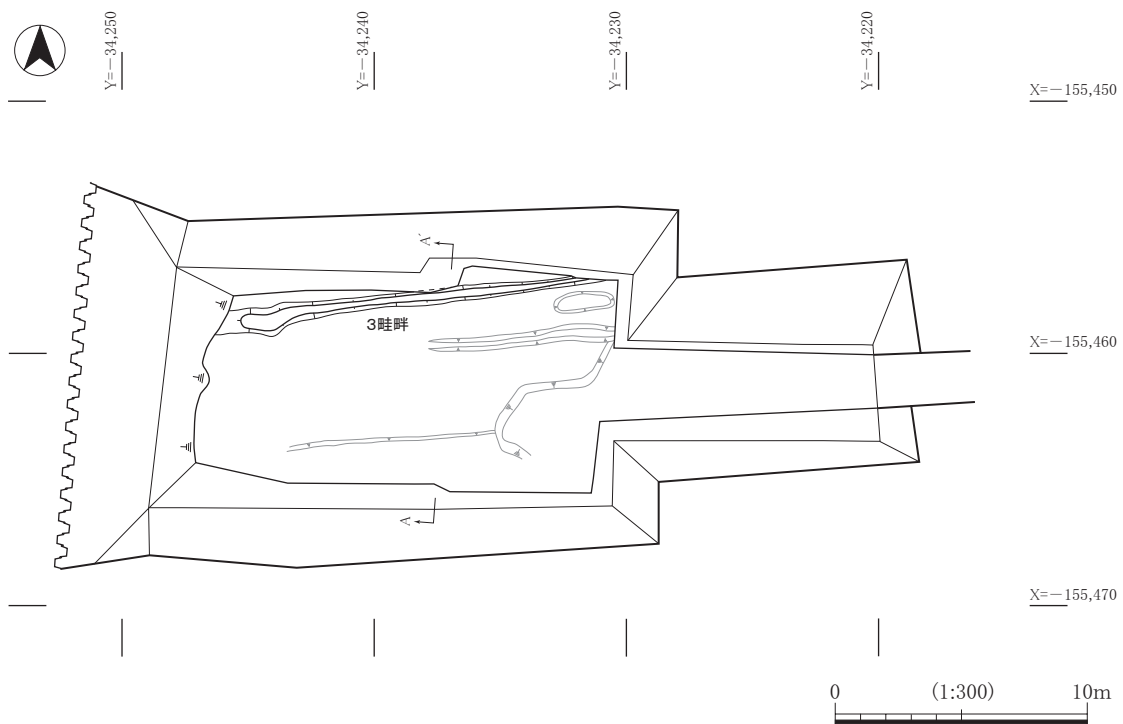


図14 1区第4a層上面

ことができよう。

2区では南北方向の11畦畔を検出した(図12、図版8-2)。なお1区で検出した1坪境畦畔は、そのまま伸びれば2区にも及ぶと予想されたが検出できなかった。1坪境畦畔は高低差があるため、遺構検出の際見過ごしたとは考え難い。おそらく1区と2区の間で何らかの形で削平されたと考えられる。

3区では東西方向の17段差(畦畔)を検出した(図13、図版9-3)。3区で検出した段差は、本来畦畔であったが南側部分が第2a層により削平されたものと考えられる。なお3区の山ノ井遺跡側では、第3a層上面で目立った遺構は検出できなかった。また山ノ井遺跡側は掘削深度の関係上、第3a層を掘削して調査を終了したが、第3a層を除去した面では複数の踏み込み痕跡がみられる程度であった。

第4a層上面 1区において条里地割に則った東西方向の3畦畔を検出した(図14、図版4-2)。3

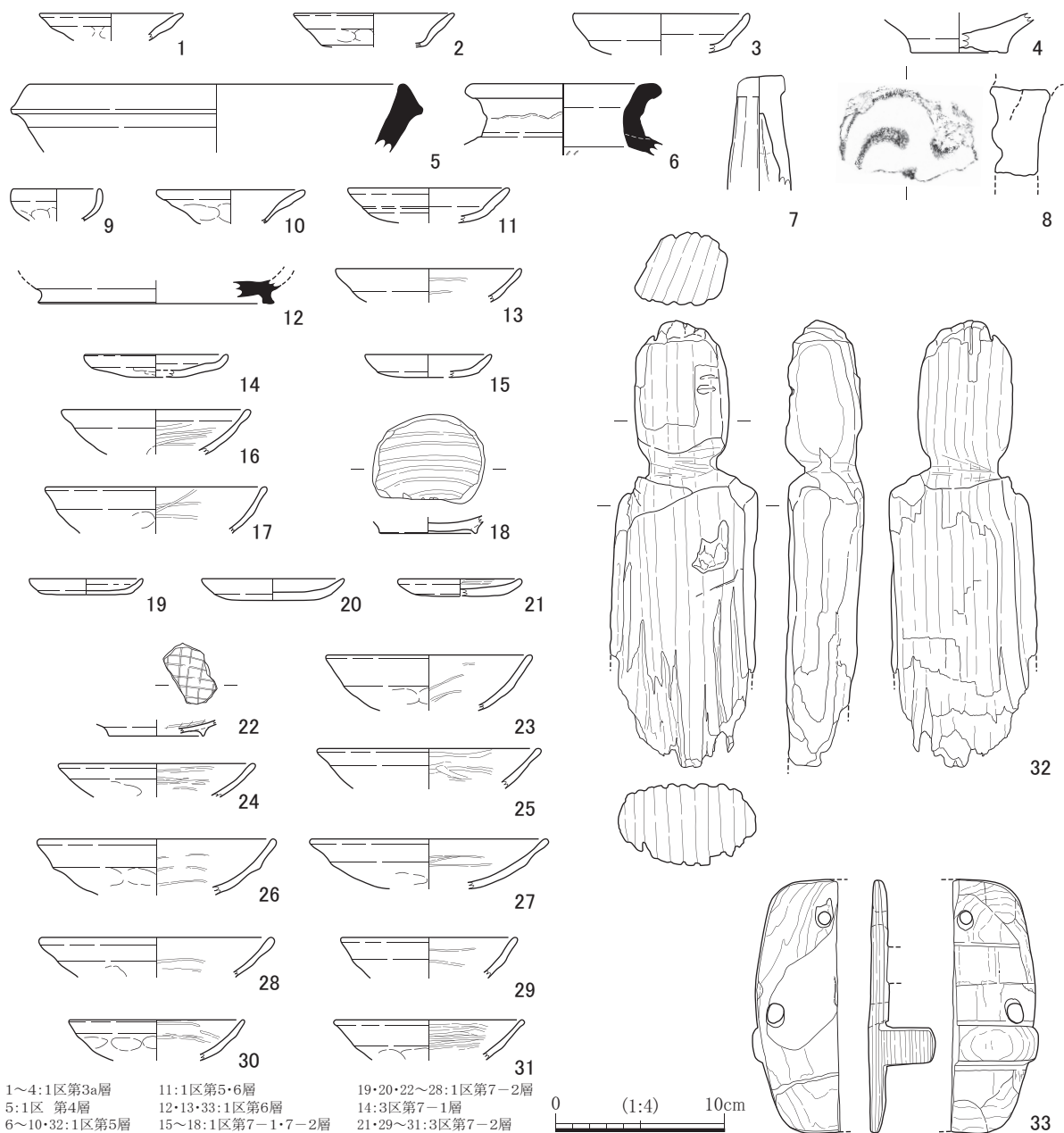


図15 第3a~7-2a層出土遺物

畦畔は上面の1坪境畦畔よりも心々間で5.1 m北に位置する。ただしこの面での畦畔の形状は、第3 a層による削平による可能性もある。2区・3区では上層の第3 a層により削平されたと考えられ、顕著な遺構は無かった。

第5 b層上面 1区において東西方向の溝を数条検出した(図16、図版4-3)。この溝の埋土は第4 a層ないしは第5 a層であった。第4 a層からは5(図15、図版11)の東播系の須恵器播鉢が出土している。時期は14世紀代と考えられる。ただし、下層の第5 b層から15世紀代の土師器皿が出土しているため、5の須恵器鉢の時期を溝群の掘削時期とすることはできない。

第6 a層上面 1区において第5 b層に覆われた東西方向の4畦畔を検出した(図17、図版5-3・6-1)。位置的には第4 a層上面の3畦畔の位置を踏襲していると考えられる。なお4畦畔を検出す

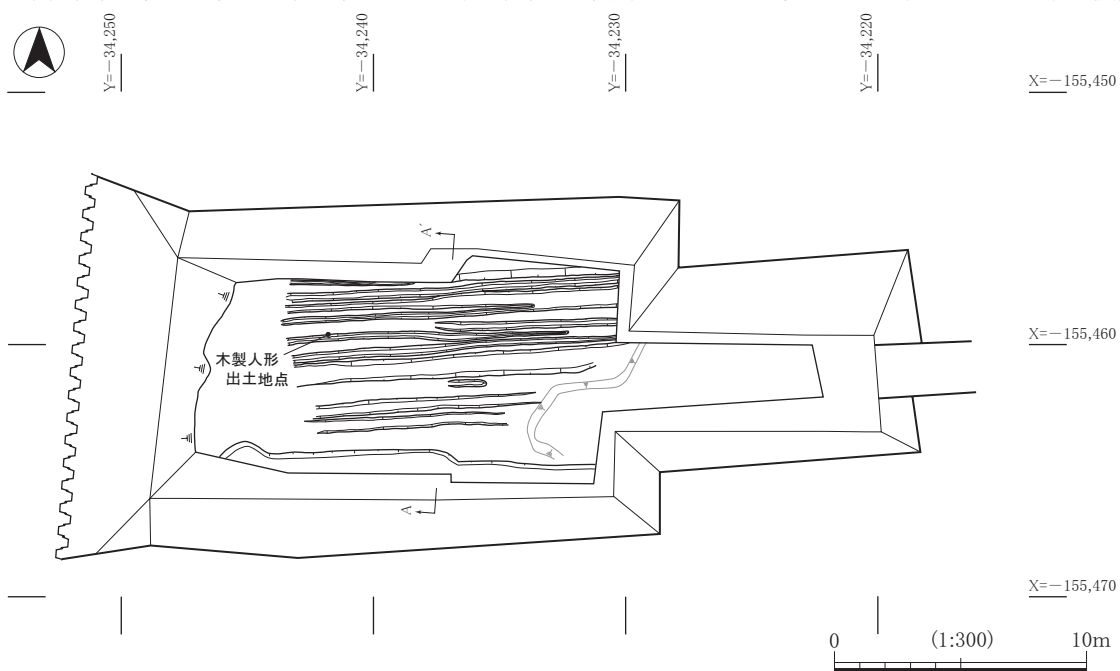


図16 1区第5b層上面

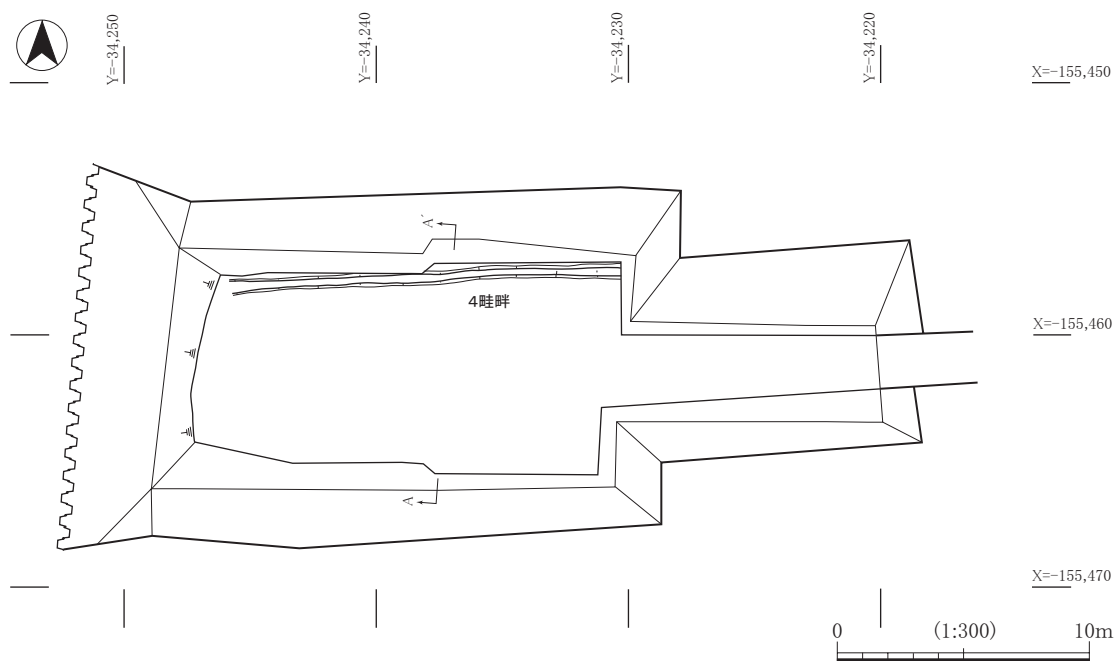


図17 1区第6a層上面

る過程で、第5 b層中でも畦畔状遺構が確認できたため、部分的ではあるが精査をおこない検出状況を記録写真に収めた(図版5-2)。畦畔状遺構の位置は4畦畔と同じ位置である。畦畔状遺構は図7の14の層が盛り上がった状態で検出された。(その3)調査時にも当該層の上面で足跡を検出していることから、一時期地表面化した状況を推定しているが、今回も同じ所見を示しておきたい。

第5 b層からは6~11・32の遺物が出土している(図15)。6(図版11)は須恵器壺で8世紀代のもの、7は土師器高杯の脚部で7世紀前半のもの、8(図版11)は巴文軒丸瓦で14世紀代のもの、9は土師器のミニチュア鉢で15世紀代か、10は土師器皿で15世紀代のもの、11は土師器皿で13世紀代か。32(図15、図版5-1・12)は木製の人形で、顔の右半分表面と腰から下を欠く。切り込みにより目と左手を表現しているとみられる。左肩上部から右肩にかけて袈裟らしき表現も見られる。円空仏の様な素朴な木彫りの仏像と考えられる。樹種はスギである。また第6 a層からは12・13・33の遺物が出土している(図15)。12(図版11)は須恵器杯で8世紀代のもの、13は瓦器碗で14世紀前半のもの。33(図版12)は木製の両歯下駄で縦半分に割れており、前の歯も欠ける。樹種はコウヤマキである。

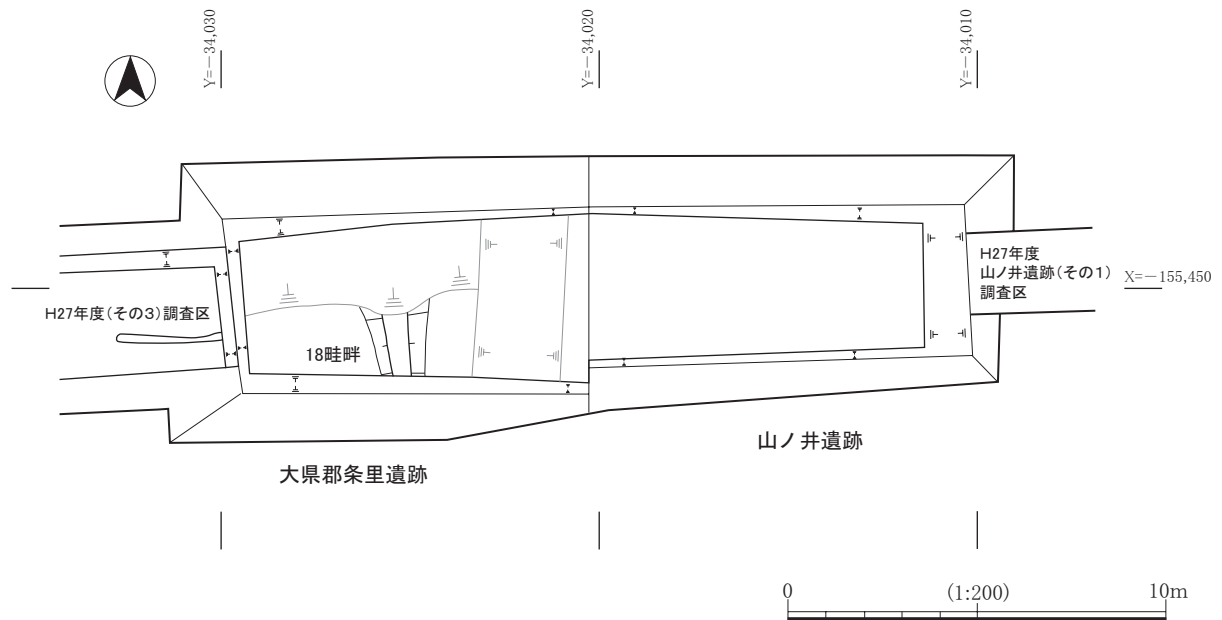


図18 3区第7-2a層上面

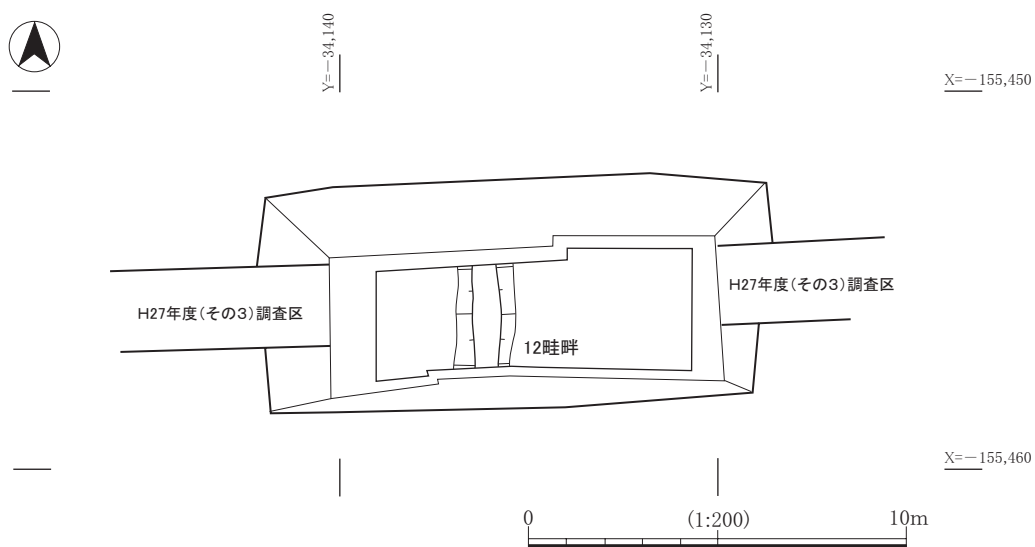


図19 2区第7-3a層上面

第5 b層出土遺物の下限が15世紀で、第6 a層出土遺物の下限が14世紀前半であることから、第6 a層上面の4畦畔は14世紀中頃から15世紀代間の遺構と考えられる。

第7-2 a層上面 3区において条里地割に則った南北方向の18畦畔を検出した(図18、図版10-2)。畦畔の盛り土の北半分は第4 a層により削平されていたが、本来は北に伸びていた可能性がある。上層の第7-1 a層の段階でも畦畔は踏襲されるが、地層を観察する限り、第7-2 a層の方が細砂・粗砂が多く混入し攪拌の度合いが高かった。(その3)調査では3区の西隣で東西方向の溝を検出しているが、今回その続きは検出できなかった。

第7-1 a層からは1区で15~18の遺物が、3区で14の遺物が出土している(図15)。14(図版11)・15は土師器皿で13世紀代のもの、16・17・18(図版11)は瓦器椀で13世紀後半のものである。第7-2 a層からは1区で19・20・22~28の遺物が3区で、21・29~31の遺物が出土している(図15)。19~21は土師器皿で13世紀代のもの、22~31は瓦器椀で、22~26・27(図

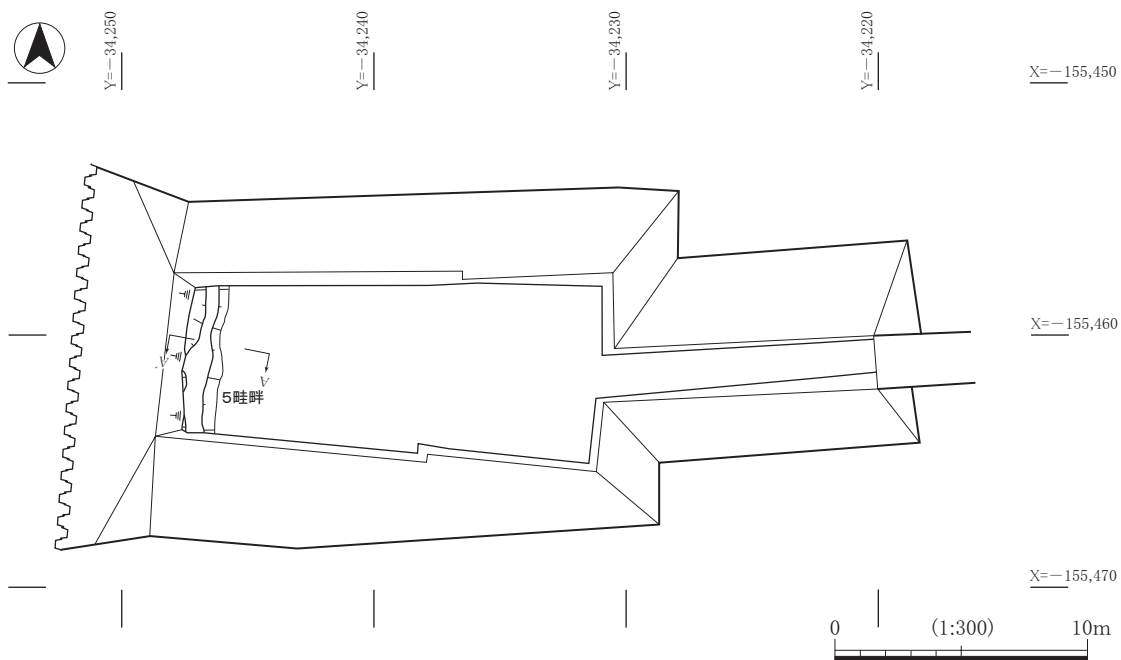
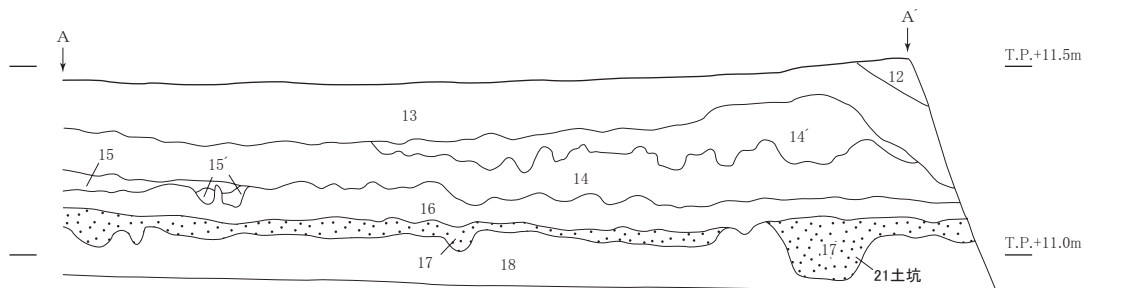


図20 1区第8a層上面



土色は図5と対応

- 12 7.5Y5/1灰色シルト(粗砂わずかに混じるが西へ移るにつれ粗砂の混入度合は低くなる)。
- 13 7.5Y4/1灰色シルト(粗砂わずかに混じる。但し12の第7-1a層よりは粗砂の混入度合高い)。
- 14 7.5Y4/2灰オリーブ色シルト(西端では層の上部に粗砂を多く含むが東へ移るにつれ粗砂の混入度合は低くなる。第8a層)。
- 14' 7.5Y3/1オリーブ黒色粗砂~細礫(シルトブロック=第8-1a層混じる。第8a層上の盛り土)。
- 15 7.5Y4/1灰色シルト(8-1a層より色調薄く粗砂も混じらない)。
- 15' 15に灰色粗砂混じる。
- 16 10Y4/1灰色シルト~極細砂(粗砂第9b層混じる。第9a層)。
- 17 7.5Y6/3オリーブ黄色粗砂~細礫(攪拌を受けた部分が多い)。
- 18 5Y5/1灰色極細砂~細砂(粗砂第10b層多く混じる)。

図21 1区5畦畔東西断面

版 11)・28 は 12 世紀後半のもの、29・30 (図版 11)・31 は 13 世紀前半のものである。(その 3) 調査では第 7-1 a 層は 13 世紀～14 世紀前半、第 7-2 a 層は 11 世紀末～12 世紀代とするが、今回の調査で出土した資料群から見ると第 7-2 a 層の時期はやや降るようである。今回の調査所見としては、第 7-1 a 層を(その 3) 調査と同じく 13 世紀～14 世紀前半とし、第 7-2 a 層は 12 世紀後半から 13 世紀前半としておきたい。したがって第 7-2 a 層上面で検出された遺構の時期は、第 7-2 a 層形成後から第 7-1 a 層形成直前の時期、13 世紀前半ごろと推測される。

第 7-3 a 層上面 2 区において条里地割に則った南北方向の 12 畦畔を検出した(図 19、図版 8-3)。12 畦畔は第 3 a 層上面で検出した 2 畦畔よりも 1.5 m 西にずれた位置で検出した。

第 7-3 a 層からの出土遺物はない。(その 3) 調査時でも出土遺物は無く、時期については言及がない。ここでは上面の第 7-2 a 層上面の時期から勘案して、12 世紀頃と想定しておく。

(2) 古代

第 8 a 層上面 すべての調査区で条里地割に則った南北方向の畦畔ないしは溝を検出した。

1 区では第 7-2 a 層を除去して、恩智川に並行する堤状の盛り土を施した 5 畦畔を検出した(図

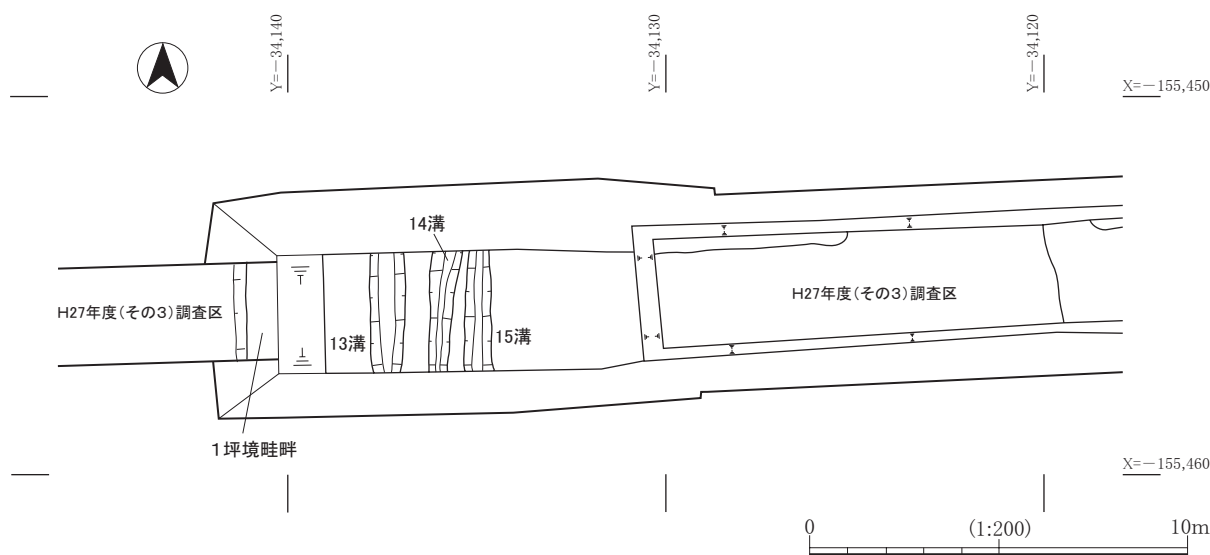


図 22 2区第8a層上面

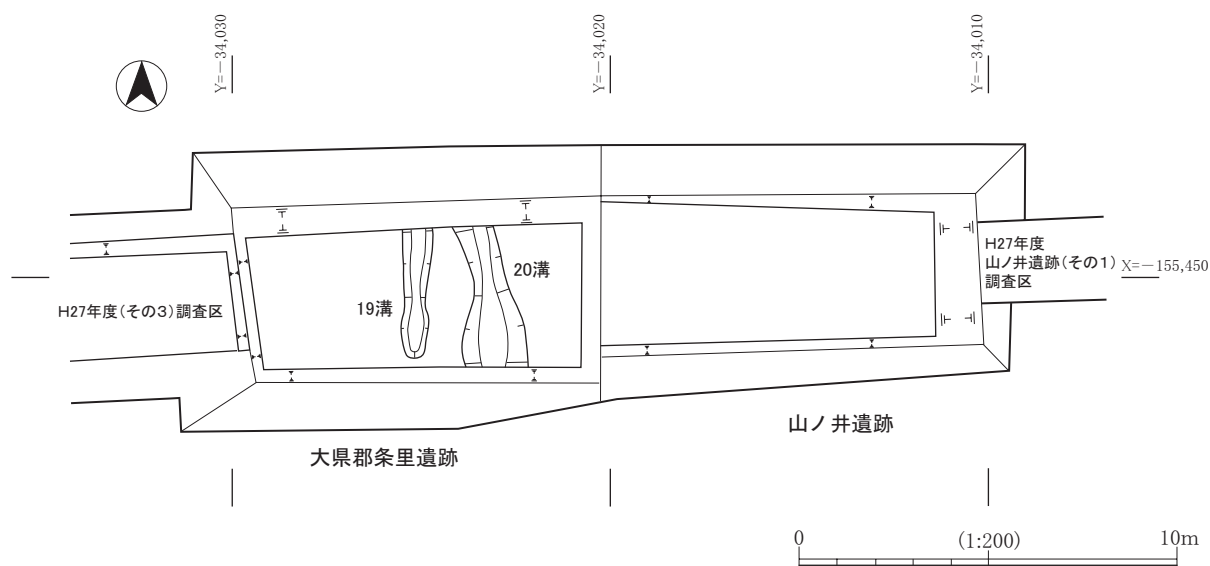


図 23 3区第8a層上面

20・21、図版6-2・3、図版7-1)。盛り土は第8 a層の直上に粗砂混じりのシルトを盛って形成されている(図21)。盛り土の上部と平面との最大高低差は約20cmで、さほどの高低差は無いが、少なくとも調査区を南北に縦断していることから、ある程度の距離にわたって施されていたと推測できる。

2区では第7-3 a層を除去して南北方向の溝3条(13・14・15溝)を検出した(図8・22、図版9-1)。このうち、13溝と14溝は第7-3 b層が埋土であった。2区に隣接する(その3)調査の調査区では、南北方向の1坪境畦畔(当時の遺構番号)が検出されているが、この畦畔が13溝に隣接することから、畦畔と溝がセットであった可能性がある。また(その3)調査で検出された1坪境畦畔と、今回の1区で検出した5畦畔との直線距離は109mで、ちょうど条里の一町分の長さである。

3区では第7-2 a層を除去して南北方向の溝2条(19溝・20溝)を検出した(図9・23、図版10-3)。19溝は調査区の南端近くで切れるが、20溝は調査区を南北に縦断している。19溝の中心から(その3)調査で検出された1坪境畦畔の距離は108mである。これらの溝も条里関連の遺構と考えられる。

1区の第8 a層からは34・35の遺物が出土している(図24)。34は黒色土器B類碗の底部で、11

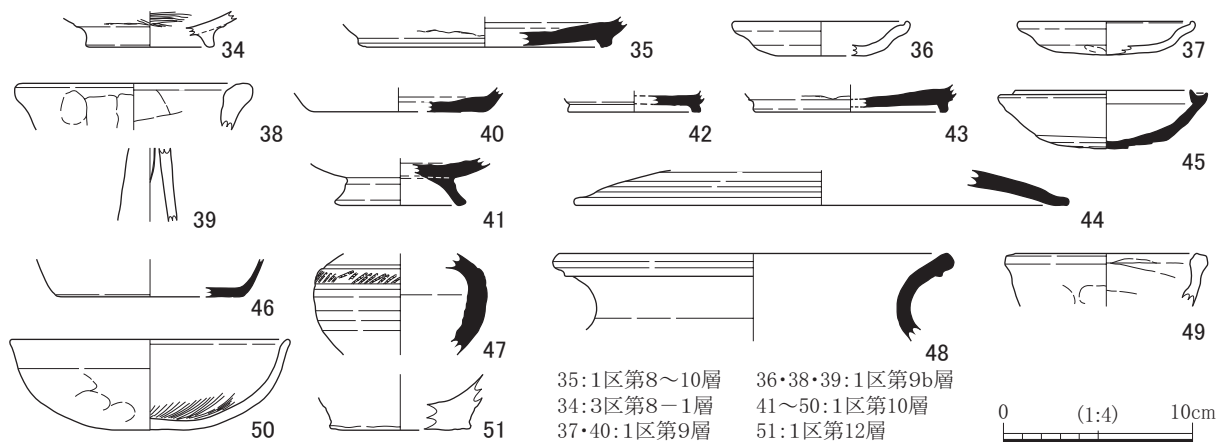


図24 第8a~10a・b層出土遺物

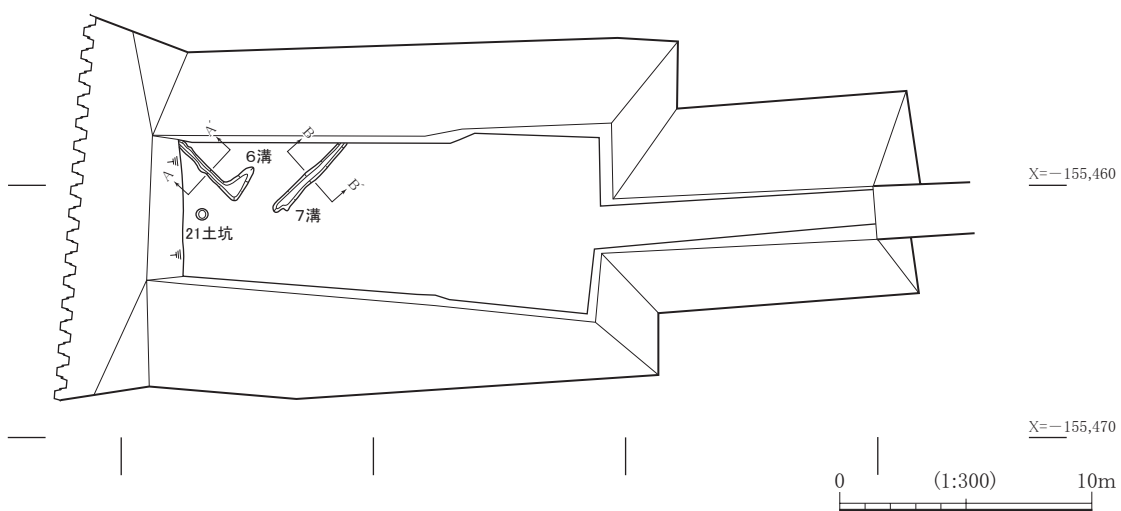


図25 1区第10a層上面

世紀後半のもの。35（図版 11）は須恵器環の底部で9世紀後半のもの。このうち、第8 a層の形成時期の上限を示すのは34の黒色土器である。したがって、第8 a層上面遺構の時期は11世紀後半から、上述した第7-2 a層形成時期の上限である12世紀後半の間に収まる。

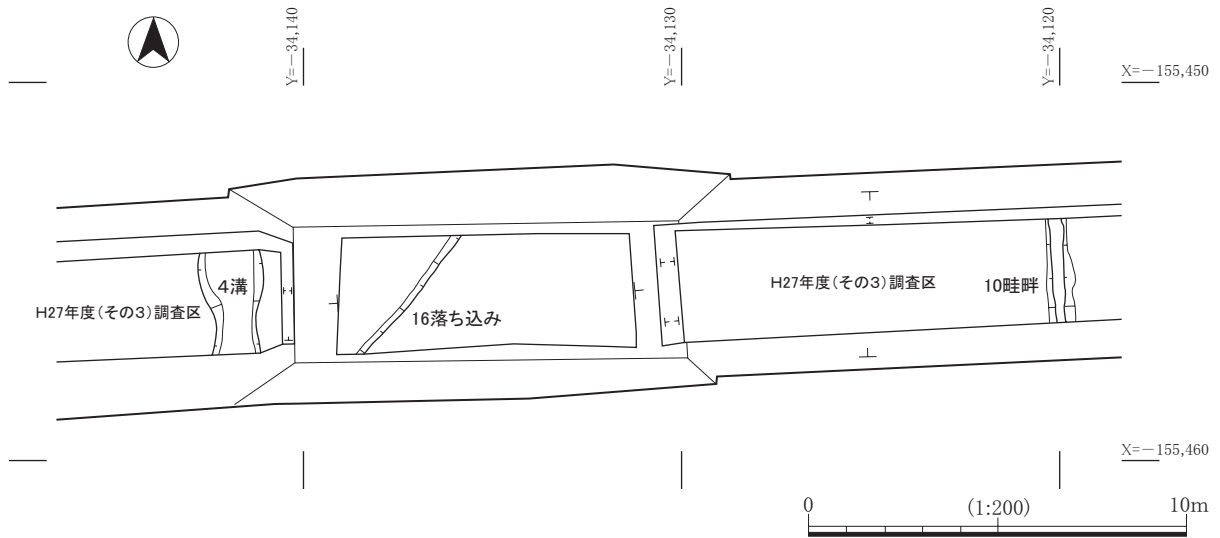


図 26 2区第10 a層上面

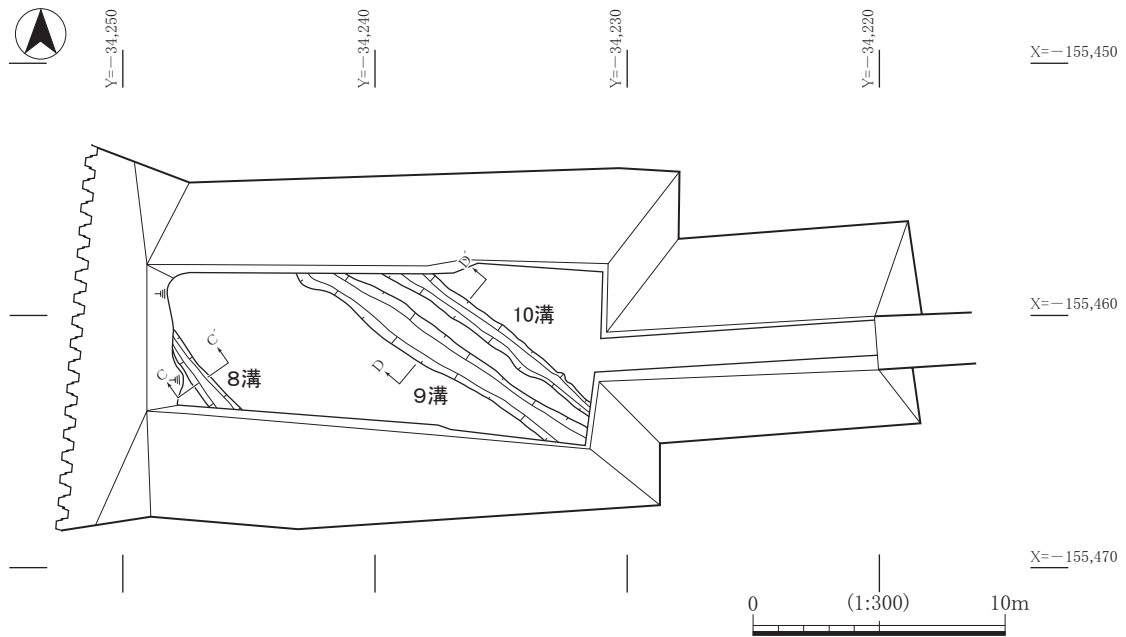


図 27 1区第11 a層上面

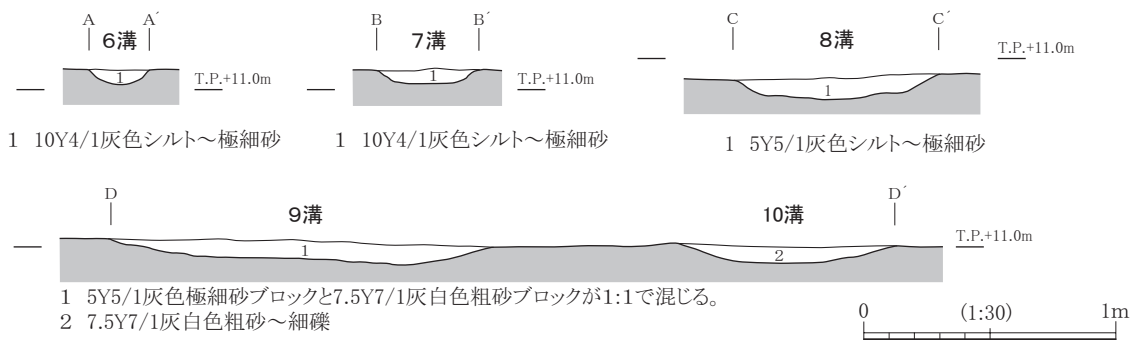


図 28 6～10 溝断面図

第 10 a 層上面 1 区と 2 区で遺構を検出している。

1 区では第 9 a 層ないしは第 9 b 層を除去して、溝 2 条（6 溝・7 溝）と土坑（21 土坑）を検出した（図 25、図版 7-2・3）。6 溝・7 溝（図 28）はどちらも途切れており、この溝がどのような機能を持つものであったかは不明である。第 8 a 層上面までで検出された溝や畦畔は、条里地割に則ったものであったが、この面で検出した溝は条里地割とは無関係といえよう。21 土坑（図 21・25、図版 7-1）は円形の土坑で遺構内の埋土は第 9 b 層であった。この土坑についても機能は不明である。

2 区では第 9 a 層を除去して、段差状の 16 落ち込みを検出した（図 8・26、図版 9-2）。（その 3）調査時には、2 区の隣接調査区で、条里地割に則った南北方向の溝と畦畔が検出されている。この段差が条里地割とどう関わるかは検出範囲が狭いため確言できない。

1 区の溝・土坑、2 区の落ち込みの埋土はいずれも、第 9 a 層ないしは第 9 b 層であるため、遺構の時期の下限は第 9 a・9 b 層の形成時期と考えられる。1 区の第 9 a 層からは 37 と 40 の遺物が出土している（図 24）。37（図版 12）は土師器皿で 11 世紀代のもの。40 は須恵器杯の底部で 9 世紀代のもの。つぎに、1 区の第 9 b 層からは、36・38・39 の遺物が出土している（図 24）。36 は土師器皿で 11 世紀代のもの。38（図版 11）は製塩土器の口縁部で 8 世紀代のもの。39 は土師器高杯の脚部で 7 世紀代のもの。このうち第 10 a 層上面の遺構の形成時期を示すのは、36・37 の土師器と考えられる。第 10 a 層上面遺構の時期の下限は 11 世紀代に求められよう。

第 11 a 層上面 1 区において第 10 a 層ないしは第 10 b 層を除去して、比較的幅の広い溝（8 溝・9 溝・10 溝）を 3 条検出した（図 27、図版 8-1）。これらの溝はほぼ並行しており、ある程度の計画性を持って掘削されたといえる。ただし 10 溝の埋土がやや攪拌をうけた第 10 b 層であったのに対し、8 溝・9 溝の埋土は第 10 a 層であった（図 28）。このことから、最初に 10 溝が掘削され埋没した後に 8 溝・9 溝が掘削されたと考えられる。いずれの溝も方向は条里地割とは無関係である。

前述したように第 10 b 層は薄く、第 10 a 層と第 10 b 層を掘り分けることはできなかった。1 区の第 10 a・10 b 層からは 41～50 の遺物が出土している（図 24）。41 は須恵器の低脚杯で 7 世紀前半のもの、42（図版 11）・43（図版 11）・46 は須恵器杯で 8 世紀後半のもの、44 は須恵器杯蓋で 8 世紀前半のもの、45（図版 12）は須恵器杯で 7 世紀前半のもの、47（図版 11）は須恵器の甕もしくは台付短頸壺で 7 世紀前半のもの、48（図版 12）は須恵器甕で 6 世紀代のもの、49（図版 11）は製塩土器で 8 世紀代のもの、50 は土師器杯で 7 世紀前半のものである。これらの遺物は 48 の須恵器甕を除くと、7 世紀前半のものと、8 世紀代のものに分かれる。下層を調査していないため、確言できないが、第 11 a 層上面遺構の時期は 7 世紀から 8 世紀後半までの時期にわたるととらえておきたい。

第 11 a 層以下 第 11 a 層直下の土層から 51 の遺物を採取した（図 24、図版 12）。51 は弥生時代後期の壺の底部と考えられる。

第5章 総括

今回の調査では、飛鳥時代以降の遺構、遺物を確認することができた。

大県郡条里遺跡と山ノ井遺跡は、古代以来の条里地割が良好に遺存することで知られる。したがって、調査地において条里地割がどこまで遡るかということがまず問題となってくる。今回調査した中では、第9 a層上面よりも下層では明確な条里遺構が認められないことから、第8 a層上面にあたる1区の堤状盛り土と、2区の3条の溝、3区の2条の溝が最古段階の条里遺構となる。これらの遺構の時期については、出土遺物の検討から11世紀後半から12世紀後半の間にもとめることができる。これ以降第6 a層上面から第3 a層上面まで中世の条里遺構が続いてゆく状況があきらかになった。また第3 a層上面で恩智川沿いに比較的規模の大きな堤を確認できることから、恩智川の原型は第3 a層形成時（上限15世紀代）に遡ることがわかった。いっぽう（その3）調査では第10 a層の上面で南北方向の溝を検出しており、この遺構が条里地割に則った最古段階の遺構と推測されるが、今回の調査では当該面での条里遺構は確認できなかった。

条里制施行以前の遺構としては、第11 a層上面で並行する3条の溝を検出した。溝の検出時には第10 a・b層から7世紀前半から8世紀後半までの遺物が出土している。上記の溝は第10 a・b層の形成期間中である7・8世紀に機能していたといえるが、7世紀前半の遺物がある程度のまとまりを持つことから、溝掘削の上限は7世紀前半に求めることができよう。また（その3）調査では掘削深度の関係で、最下面で確認される第11 a層とその上層の第10 a層との関係が不分明とされたが（例えば第11 a層は第10 a層からの派生層か否か）、今回の1区の調査で第10 a層と第11 a層の間に自然堆積層を挟むなど、両層は違った堆積環境にあったと考えられる。

なお今回の調査で出土した飛鳥時代以前の遺物は2点の弥生土器（4・51）のみであった。

参考文献

- 大阪府教育委員会 2005 『大県郡条里遺跡確認調査概要 恩智川（法善寺）多目的遊水地予定地の調査』
- 公益財団法人大阪府文化財センター 2013 『大県郡条里遺跡』
- 公益財団法人大阪府文化財センター 2015 『大県郡条里遺跡2』
- 公益財団法人大阪府文化財センター 2016 『大県郡条里遺跡3・山ノ井遺跡』

写 真 图 版

1. 1区 南壁断面
(第2a～6a層、
恩智川寄り、北東から)



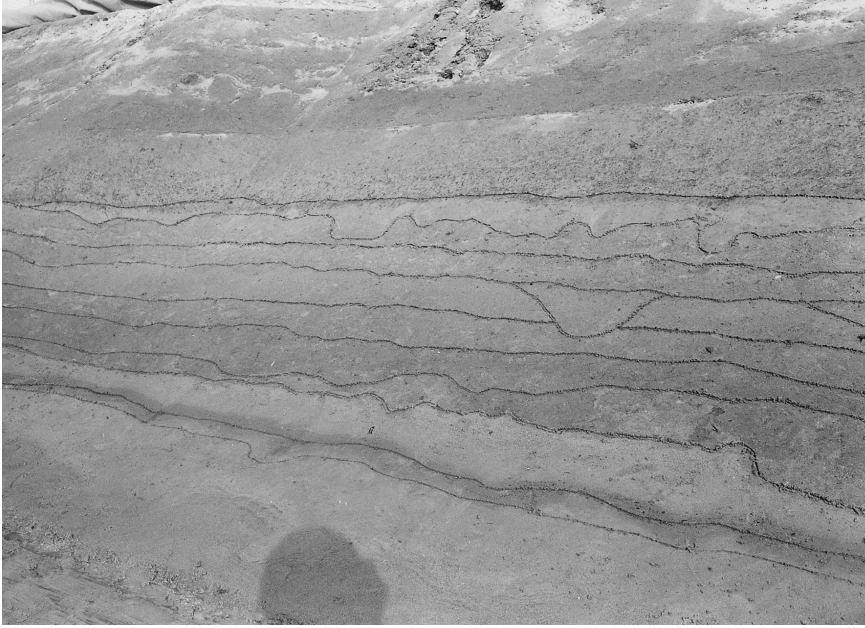
2. 1区 南北アゼ断面
(第2a～5b層、東から)



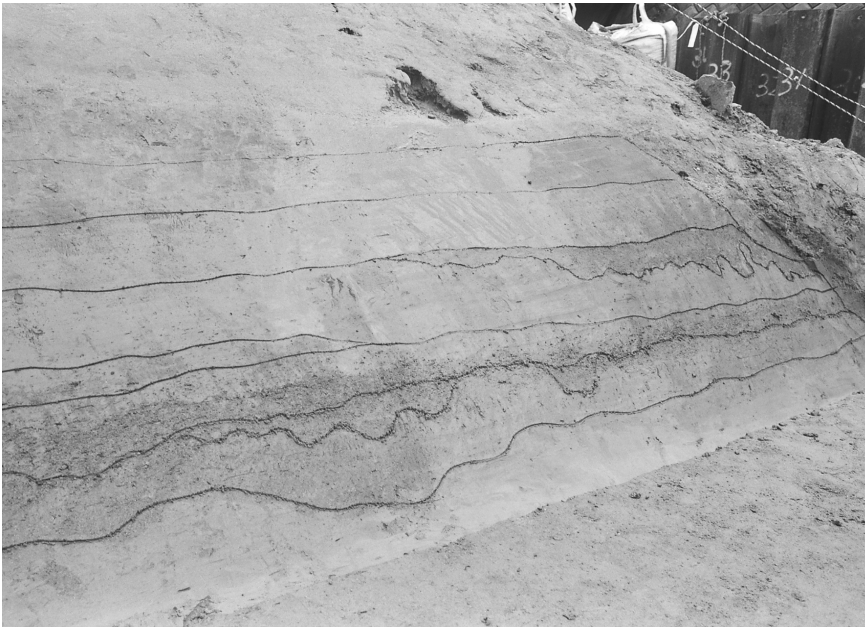
3. 1区 南北アゼ断面
(第2a～5b層、北東から)



図版2



1. 1区 北壁断面
(第2a～5b層、南東から)



2. 1区 南壁断面
(第7-1a～11a層、北東から)

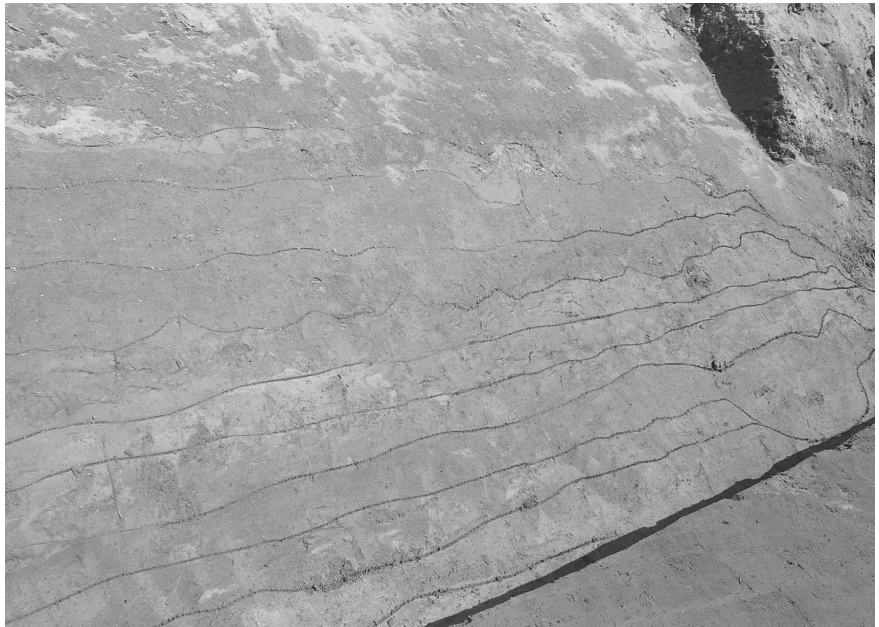


3. 2区 北壁断面
(第2a～8a層、南西から)

1. 3区 南壁断面
(第2a～8a層、北東から)



2. 3区 北壁断面
(第2a～11a層、南西から)



3. 1区 第3-1a層上面
全景 (南東から)



図版4



1. 1区 第3-3a層上面 全景
(東から)



2. 1区 第4a層上面 全景
(南東から)



3. 1区 第5b層上面 全景
(東から)

1. 1区 第5b層中
木製品出土状況（東から）



2. 1区 第5b層中
畦畔検出状況（南西から）



3. 1区 第6a層上面
畦畔検出状況（南東から）



図版6



1. 1区 第6a層上面
全景（北東から）



2. 1区 第8a層上面
全景（北東から）



3. 1区 第8a層上面
堤状遺構（北東から）



1. 1区 第7-2a～10 a層
中央東西アゼ断面（北から）



2. 1区 第10 a層
上面遺構検出状況（北から）



3. 1区 第10 a層
上面遺構掘削後（北から）

図版8



1. 1区 第11 a層上面
全景（北東から）



2. 2区 第3a層上面
全景（北西から）



3. 2区 第7-3a層上面
全景（北東から）

1. 2区 第8a層上面
全景（北西から）



2. 2区 第10a層上面
全景（北東から）



3. 3区 第3a層上面
全景（西から）



図版 10



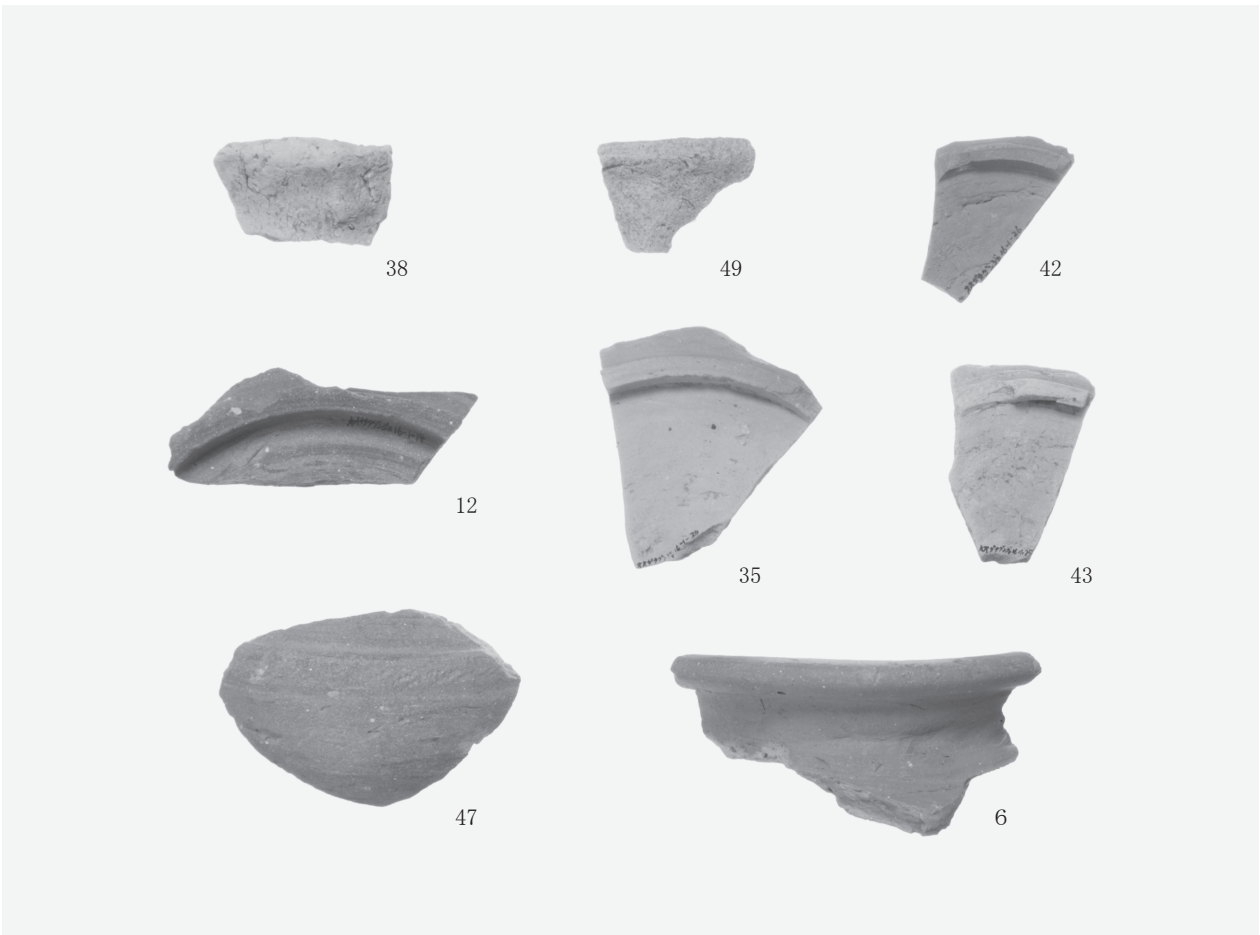
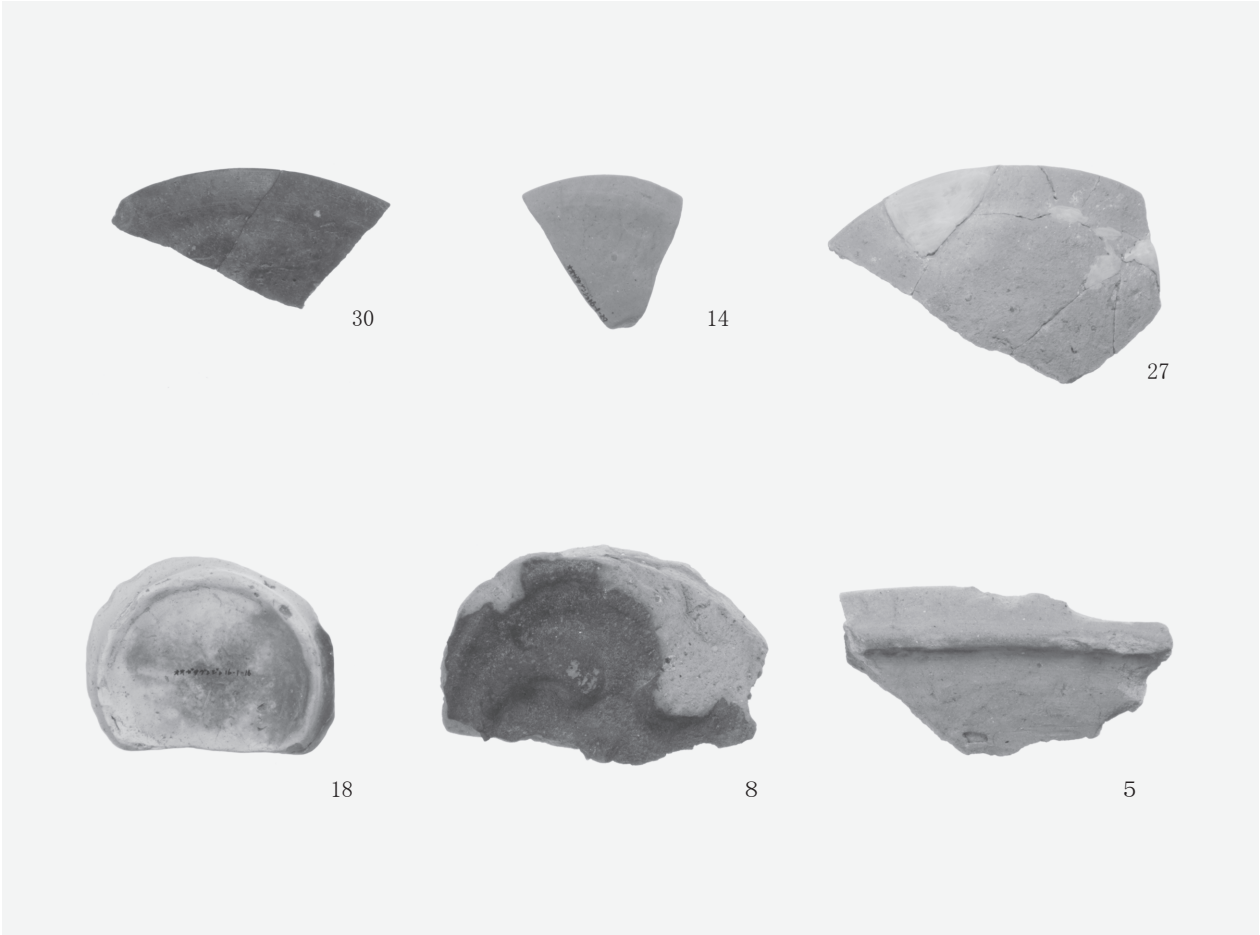
1. 3区西半 第3a層上面
全景（北東から）



2. 3区西半 第7-2a層上面
全景（北西から）



3. 3区 第8a層上面
全景（西から）



图版 12

出土遺物(2)



報 告 書 抄 録

ふりがな	おおがたぐんじょうりいせき4・やまのいいせき2							
書名	大県郡条里遺跡4・山ノ井遺跡2							
副書名	寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
巻次								
シリーズ名	公益財団法人大阪府文化財センター調査報告書							
シリーズ番号	第283集							
編著者名	奥村茂輝							
編集機関	公益財団法人 大阪府文化財センター							
所在地	〒590-0105 大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号 TEL072(299)8791							
発行年月日	2017年7月31日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号					
おおがたぐんじょうり 大県郡条里 いせき 遺跡・ やまのいいせき 山ノ井遺跡	おおさかふかしわらし 大阪府柏原市 ほうぜんじよんちようめ 法善寺4丁目 ちない 地内	27221	69	34° 35′ 53″	135° 37′ 42″	20161201～ 20170221	196㎡	恩智川法善寺 多目的遊水地
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
大県郡条里 遺跡	生産	古代～中世	条里畦畔・畠・溝	弥生土器・土師器・須恵器・ 製塩土器・瓦・木製品			古代末から中世にかけての 条里地割遺構を検出した。 また、飛鳥時代から奈良時 代にかけての区画溝と推定さ れる溝を検出した。	
山ノ井 遺跡	生産	中世	畠					
要約	<p>今回の調査では恩智川に隣接した調査区（1区）において、15世紀代を上限とする恩智川に並行する堤状遺構を検出した。この遺構は現在の恩智川の堤防の原型と考えられる。</p> <p>また、全調査区において古代末（12世紀代）に端を発する条里地割に則った遺構を検出した。1区では最終遺構面で飛鳥時代（6世紀前半）を上限とする比較的幅の広い溝3条を検出している。この溝は条里地割とは無関係だが、いずれもほぼ同じ向きであることから、区画溝などの土地規制の目的をもったものと考えられる。</p>							

公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書 第283集

大県郡条里遺跡4・山ノ井遺跡2

寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

発行年月日 / 2017年7月31日

編集・発行 / 公益財団法人 大阪府文化財センター
大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号

印刷・製本 / 株式会社 中島弘文堂印刷所
大阪府大阪市東成区深江南2丁目6番8号

